

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

誰もが自分らしく幸せに生きることができる社会へ
～こどもまんなか富士宮～

2 計画の基本方針

「こども大綱」及び「静岡県こども計画」の基本方針を踏まえ、本計画の基本方針は以下の5つを設定します。

1 こども・若者の権利を保障し、今とこれからの最善の利益を実現

⇒年齢や経験の浅さ等を理由に、こどもたちの権利を侵すことは誰にも許されません。健全に成長し、将来に夢や希望を見つけることができるよう、あらゆる危険や困難、暴力等からこどもたちを守ります。

2 こども・若者、子育て当事者の意見聴取と施策への反映を実現

⇒計画の主たる対象にとって心の拠り所となる取組の推進を目指し、当事者達の意見や想いに耳を傾け、計画に反映します。また、定期的に意見聴取を行い、時代によって変わりゆくニーズの把握を心がけます。

3 ライフステージに応じた切れ目ない支援を実現

⇒こども・若者の年代は大きくライフステージが変化する時期であるため、適切な支援を継続して提供できるよう、関係機関等と連携します。さらに、思春期や妊娠等、その時期特有の悩み等に親身に寄り添います。

4 すべてのこども・若者が安心して成長・活躍できる社会を実現

⇒生まれ育った環境に関係なく、すべてのこども・若者が様々な経験を通じて成長し、一人ひとりが望む方面で活躍することができるよう、また、自己肯定感を高く保ち自らのことを愛することができるよう、貧困等の課題解決に努めます。

5 結婚・出産・子育ての選択ができ、希望がかなえられる社会を実現

⇒一人ひとりのライフプランを尊重し、どのような道を選んだとしても不利益を被ることがない社会づくりを行います。さらに、その選択に応じた支援を充実させることで、多様な生き方や考え方を認め合う風土をつくります。

3 計画の体系図

基本理念	基本方針	施策の視点	施策の方向
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">誰もが自分らしく幸せに生きることができるとともに、子どももまんなか富士宮へ</p>	<p>1 こども・若者の権利を保障し、今とこれからの最善の利益を実現</p> <p>2 こども・若者、子育て当事者の意見聴取と施策への反映を実現</p> <p>3 ライフステージに応じた切れ目ない支援を実現</p> <p>4 すべてのこども・若者が安心して成長・活躍できる社会を実現</p> <p>5 結婚・出産・子育ての選択ができ、希望がかなえられる社会を実現</p>	<p style="text-align: center;">1 ライフステージを通じた施策</p>	<p>(1) こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有</p> <p>(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり</p> <p>(3) こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供</p> <p>(4) こどもの貧困対策</p> <p>(5) 障がいのあるこども・医療的ケア児等への支援</p> <p>(6) 児童虐待など、困難な状況にいるこどもたちの支援</p> <p>(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組</p>
		<p style="text-align: center;">2 ライフステージ別の施策</p>	<p>(1) こどもの誕生前から幼児期まで</p> <p>(2) 学童期・思春期</p> <p>(3) 青年期</p>
		<p style="text-align: center;">3 子育て当事者への支援に関する施策</p>	<p>(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減</p> <p>(2) 地域子育て支援、家庭教育支援</p> <p>(3) 共働き・共育への推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大</p> <p>(4) ひとり親家庭への支援</p>

具体的な事業・取組			
地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)	こどもまんなか児童福祉週間の周知・啓発	虐待防止に関するPR活動の推進	富士山まちづくり出前講座
新生児記念品間伐材写真立製作製業務	子育て施設への木製玩具配置	農業学習体験講座	せんきょ出前講座
児童館での遊び	都市公園の整備	児童遊園の整備	こどもふれあい広場の整備
図書館の充実	交流センターの整備	公立保育園の園庭の開放	公立保育園のトイレ整備
公共施設の整備	あそびの教室	サイエンスワールド	親子・こども講座
子どもの読書活動の推進	富士宮市親子富士登山講習会	青少年相談センター	富士山環境交流プラザでの体験
自然体験	市民スポーツ祭	スポーツ少年団活動の推進	有徳の人づくり推進
コミュニティ・スクール	部活動の地域連携・地域移行	市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針	こども安全の日
子育てアシスト講座	新生児記念品間伐材写真立製作製業務(再掲)	子育て施設への木製玩具配置(再掲)	親子農業体験
こども家庭センター(母子保健機能)	母子健康手帳の交付	ふじのみや妊娠・子育て応援ナビ	もうすぐパパママ学級
妊婦及び多胎児妊婦健康診査	産婦健康診査	新生児聴覚検査	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
産後ケア	乳児健康診査	親子関係形成支援事業(スマイルママベビー)	家庭訪問
養育支援訪問	子育て応援ヘルパー等派遣事業	子育て世帯訪問支援事業	6か月児健康相談
離乳食教室	1歳6か月児健康診査	2歳児歯科健康診査	3歳児健康診査
さくらんぼ教室	予防接種	歯みがき教室	フッ化物塗布
フッ化物洗口	歯と口の健康教室	健康相談・健康教育	感染症予防の啓発
新型インフルエンザ等対策の推進	難病患者介護家族フレッシュ事業	おやこクッキング教室	高校生食育セミナー
ゲートキーパー養成講座	不妊及び不育症治療費の助成	産前産後サポート事業(べいびっち)	
児童手当	児童扶養手当	こども医療費助成	ひとり親家庭等自立支援給付金
遺児福祉手当	特別児童扶養手当	重症心身障害児童扶養手当	こどもの学習・生活支援事業
一時預かり保育利用料減免	実費徴収に係る補足給付	障害児福祉手当	育英奨学金
要保護及び準要保護児童生徒援助			
発達等相談	児童発達支援	療育教室(グループ指導・個別指導)	幼稚園・保育所等訪問
あすなる園	放課後等デイサービス	日中一時支援事業	障害児福祉手当(再掲)
特別児童扶養手当(再掲)	重症心身障害児童扶養手当(再掲)	重度障害者(児)医療費助成	自立支援医療(育成医療)
障害児保育事業	園児発達支援会	医療的ケア児保育支援事業	特別支援
就学支援	巡回相談支援	医療的ケア支援員の配置	特別支援教育就学奨励
家庭児童相談	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策実務者会議	個別ケース検討会議
児童虐待防止の啓発	虐待防止に関するPR活動の推進(再掲)	こども家庭センター(児童福祉機能)	こどもの居場所づくり
外国人相談	外国語での情報提供	外国人児童生徒支援員の派遣	
自殺予防週間・自殺対策強化月間における啓発	スクールカウンセラー派遣	SOSの出し方に関する教育の推進	高校生向けゲートキーパー養成講座
こころの健康観察の活用(ICTの活用)	地域自主防犯活動	防犯パトロール	かけこみ110番の家
不審者等緊急連絡網	携帯電話・インターネットに関する講話	街頭指導活動	青少年相談センター(再掲)
青少年指導員の育成	青少年育成連絡会の支援	交通安全啓発活動	交通安全施設の整備
安全な歩行空間の整備	ブロック塀等の安全確保事業費補助金		
こども家庭センター(母子保健機能)(再掲)	母子健康手帳の交付(再掲)	ふじのみや妊娠・子育て応援ナビ(再掲)	もうすぐパパママ学級(再掲)
妊婦及び多胎児妊婦健康診査(再掲)	産婦健康診査(再掲)	新生児聴覚検査(再掲)	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(再掲)
産後ケア(再掲)	乳児健康診査(再掲)	親子関係形成支援事業(スマイルママベビー)(再掲)	家庭訪問(再掲)
養育支援訪問(再掲)	子育て応援ヘルパー等派遣事業(再掲)	子育て世帯訪問支援事業(再掲)	6か月児健康相談(再掲)
離乳食教室(再掲)	1歳6か月児健康診査(再掲)	2歳児歯科健康診査(再掲)	3歳児健康診査(再掲)
さくらんぼ教室(再掲)	予防接種(再掲)	歯みがき教室(再掲)	フッ化物塗布(再掲)
フッ化物洗口(再掲)	歯と口の健康教室(再掲)	健康相談・健康教育(再掲)	おやこクッキング教室(再掲)
高校生食育セミナー(再掲)	ゲートキーパー養成講座(再掲)	不妊及び不育症治療費の助成(再掲)	出生記念樹の記布
妊娠・出産・子育てシェアサポート事業	通常保育	一時預かり	延長保育
休日保育	病児・病後児保育	地域型保育	認定こども園
ファミリー・サポート・センター事業	子育てコンシェルジュ	地域子育て相談機関	家庭児童相談(再掲)
保育所における食体験事業	食育アンケートの実施	産前産後サポート事業(べいびっち)(再掲)	多胎妊娠等支援事業
多胎児育児支援(わんぱくキッズの活動)	地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)(再掲)	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	園・小・中学校の連携・協力
こども・若者支援推進本部	少子化対策推進本部		
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	小規模校放課後活動迎支援事業	子ども会活動の充実	小児慢性特定疾病医療費助成
こどもの居場所づくり(再掲)	こども家庭センター(児童福祉機能)(再掲)	家庭児童相談(再掲)	こども・若者支援推進本部(再掲)
少子化対策推進本部(再掲)	園・小・中学校の連携・協力(再掲)	不登校・いじめ対策の充実	学校ICT環境整備の充実
富士山学習発表会の実施	有徳の人づくり推進(再掲)	学校食育推進(宮っ子オリジナル朝食コンクール)	小中学生のための「外国語ハンドブック」活用
こども主体の授業づくりの推進(市内全体研修会)	小中学校教職員海外研修	小規模校連携事業の推進	特別支援教育
市教育研究指定校	魅力ある学校づくり委託事業	富士宮市教職員研究指針によるキャリアステージによる研修機会の推進	自立支援医療(育成医療)(再掲)
市内全体研修会(生徒指導)	校長会・教頭会	コンプライアンス研修	青少年相談センター(再掲)
子どもの読書活動の推進(再掲)	富士宮市親子富士登山講習会(再掲)	中学生ボランティア講座	歯と口の健康教室(再掲)
美しい花いっぱいのみちづくり事業	地食健身食育推進事業	世界にはばたくこどもたち育成事業	韓国栄州市中学生交流事業
富士宮のお茶富士山「う宮茶」グランプリ	酪農体験教室	育て饅頭(にじます祭)	
青少年相談センター(再掲)	母子父子寡婦福祉資金	育英奨学金(再掲)	未来を担う高校生人材育成事業
高校生食育セミナー(再掲)	高校生向けゲートキーパー養成講座(再掲)	結婚新生活支援	若者チャレンジ支援施設(エキマエChallenge House CHILL INナリン)
自転車盗難防止活動	こども・若者支援推進本部(再掲)	少子化対策推進本部(再掲)	出会い・交流応援事業
富士宮高校会議所への支援	高校生議会	生活困窮者自立支援事業	ひきこもり支援推進事業
せんきょ出前講座(再掲)			
児童手当(再掲)	こども医療費助成(再掲)	出産・子育て応援給付金	幼児教育・保育の無償化
多子世帯保育料・利用者負担額の軽減	こどもの学習・生活支援事業(再掲)	育英奨学金(再掲)	
地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)(再掲)	ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	子育て支援拠点創設(子育てサロン)	こども家庭センター
一時預かり(再掲)	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(再掲)	子育て支援ガイド	子育て優待カード
ふじのみや妊娠・子育て応援ナビ(再掲)	家訪問(再掲)	養育支援訪問(再掲)	親子関係形成支援事業(スマイルママベビー)(再掲)
幼児・幼稚園・小中学校家庭教育学級	家庭教育学級リーダーの育成	子育てメールマガジンによる情報提供	子育て家族のリフレッシュ講座
広報紙等による情報発信	市営住宅の供給		
民間保育所施設整備	幼稚園教諭・保育士の確保に向けた取組の推進	労働環境の改善	労働者福祉制度の普及啓発
女性の再就職や起業に向けた学習の支援	地域産業の育成強化(企業誘致)	内職相談・斡旋	公共職業安定所との連携強化
子育て家族のリフレッシュ講座(再掲)	父親の育児参加支援事業		
児童扶養手当(再掲)	ひとり親家庭等医療費助成	ファミリー・サポート・センター利用料助成	ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成
ひとり親家庭等自立支援給付金(再掲)	母子父子寡婦福祉資金(再掲)	ひとり親家庭支援相談	要保護及び準要保護児童生徒援助(再掲)

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

1 ライフステージを通じた施策

(1) こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有

現状と課題

- ・平成元年11月、国連総会において「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が採択されました。「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」を4つの原則とし、こどもも大人と同じように権利があることが明確にされました。日本は、この条約について、平成2年9月に署名、平成6年4月に批准しています。
- ・こどもは、知識や経験が少ないこと、身体的に未発達なことなどから社会的弱者となりやすい状況にあるとともに、生まれ育った家庭の経済的な状況などを理由に生活水準や学習機会などが大きく左右される傾向にあります。
- ・【若者調査】今の社会がこどもまんなか社会の実現に『向かっている』（向かっている+どちらかという toward）と回答した人はわずか17.6%で、こどもや家庭が支援されていると感じていない若者が多くなっています。また、こども政策に関して意見を聞いてもらっていると『思う』（そう思う+どちらかという so think）と回答した人も、14.9%に留まっています。

具体的な事業・取組

国の批准した子どもの権利条約の4つの原則（「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」）の遵守及び推進を目的として、こども・若者の人権擁護に関する情報提供を行っていきます。

また、若者調査の結果を踏まえ、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための施策を実施し、こども・若者が権利の主体であることが広く認知・保証されるこどもまんなか社会の実現に取り組めます。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行います。	こども未来課
こどもまんなか 児童福祉週間の周知・啓発	児童福祉の理念周知と、こどもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図るため、街頭キャンペーンを行います。	こども未来課
虐待防止に関する PR 活動の推進	秋のこどもまんなか月間（11月）に合わせ、グッズの配布、ポスターの掲示など、効果的な広報・啓発を行います。	こども未来課
富士山まちづくり出前講座	市民の皆さんが「知りたい」「聞きたい」内容を、市職員が講師となり、市民の皆さんの地域へ出向いて講座を行います。また、こども基本法及び児童憲章の周知を行います。	こども未来課
新生児記念品間伐材 写真立て作製業務	市内森林の間伐材で作製した写真立てを新生児に記念品として贈呈します。	農業政策課
子育て施設への 木製玩具配置	市内森林の間伐材で作製した木製玩具（積み木）を、子育てサロンなど市内8箇所の子育て支援施設に配置します。	農業政策課
農業学習体験講座	土作りから栽培まで野菜の栽培に関する基本的な知識と実技を学びます。	農業政策課
せんきょ出前講座	小・中・高等学校等に赴き、講義や模擬投票、選挙機器の実演を行う「せんきょ出前講座」を実施し、若年層の政治や選挙への理解を深め、有権者意識の高揚を図ります。	選挙管理委員会 事務局

数値目標

目標	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
こどもまんなか児童福祉週間の周知活動	箇所	1	2
地域子育て支援センター利用者数	人	29,275	29,359
今の社会が「こどもまんなか社会」の実現に「向かっている」「どちらかというに向かっている」と思う、こども・若者の割合	%	17.6	30
せんきょ出前講座の実施	回	6	8

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

現状と課題

- ・こどもは、日々の生活において多くのことを学習し、他者との関わり方を学びながら大人へと成長します。また、こどもの頃の興味・関心が将来の夢となり、実際にその夢を実現させている人もいます。このように、幼い頃からこどもが様々なことを経験し、知識を身に付けたり、コミュニケーション方法を学んだり、多くのことに興味・関心をもったりすることはとても大切なことです。
- ・令和4年5月に、主として乳幼児から小学生までの児童を対象とした富士宮市立児童館を開館しました。この児童館は、地域子育て支援センター機能も併せ持っています。
- ・令和6年7月に、34番目の都市公園となる山本高原公園がオープンしました。市内の公園や児童遊園は遊具の老朽化が進んでいることから、遊具の保守点検を行い、必要に応じて修繕・更新・撤去を行っています。近年ではトイレ等のバリアフリー化の促進のほか、健康遊具やインクルーシブ遊具、幼児用遊具等の様々な種類の遊具の設置が求められる傾向にあります。
- ・令和7年度には、市内4箇所目となる（仮称）富士根交流センターが開館予定です。同センターには、他の交流センターと同様に図書コーナーや自主学習ができるスペースを有するほか、公園も併設します。
- ・【統計データ】令和5年度の児童館利用者数は40,620人で、前年度よりも増加しています。
- ・【子育て調査（就学前児）】子育てをする上であればよいと思う周囲からのサポートは、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が半数を超えて最も多くなっています。
- ・【子育て調査（小学生）】子育て支援でもっと力をいれてほしいものは、「子どもが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」が約半数で最も多くなっています。
- ・【居場所調査（こども・若者）】居場所がほしいと思う小学生は半数以上、中学生～29歳は約7割と、年齢層が高い方が多くなっています。また、居場所がある小学生は約6割、中学生～29歳は約半数と、こちらは年齢層が低い方が多くなっています。
- ・【居場所調査（こども・若者）】居場所だと感じる場所は、小学生・中学生～29歳ともに「祖父母・親戚の家や友人の家」が最も多くなっています。順位は異なるものの、2位以降は習い事、公園、児童クラブ、商業施設などとなっています。
- ・【居場所調査（こども・若者）】居場所がもっとこうだったらいいのと思うことは、小学生・中学生～29歳ともに「自分が好きなことや、興味があることをしたい（本・漫画など）」が最も多く、「自分が知らないことや新しいことに取り組んでみたい」、「通いやすくなってほしい（お金がかからないなど）」などが続いています。
- ・【居場所調査（こども・若者）】居場所とを感じる場所がない理由は、小学生・中学生～29歳ともに「家や学校以外に必要と感じないため」が最も多く、「住んでいる地域に、そのような場所がないため」、「お金がかかるため」などが続いています。
- ・【居場所調査（関係者）】こども食堂はご飯が食べられない貧困のこども、地域寄り合い処は高齢者の集う場所というイメージが強いので、誰でも通うことのできる空間にしたいです。
- ・【居場所調査（関係者）】必要な資金を安定的に確保することが難しく、助成金や寄附に依存する部分が多いので、持続可能な財源確保が課題です。
- ・【ワークショップ】公園に健康用具を設置することが提案された一方で、他グループからは既にある遊具が古いという指摘がされました。公園が、こどもが安心して遊べる場としてあり続けるためにも、新たな遊具・用具の設置や広場化等を検討していく必要があります。

具体的な事業・取組

こどもは、遊びを通して体力・知力を育みます。本市ではこれまでも、あそびの教室やサイエンスワールド等の様々な事業を通じて、こどもが多様な経験・体験のできる機会の提供に取り組んできました。

今後も、地域や学校、保育所、幼稚園、認定こども園、民間団体、民間企業等と連携し、こども・若者の年齢や発達の程度に応じたあそびや、自然体験、文化芸術体験等、多様な体験・経験の機会を提供できるよう努めます。

また、子育て調査でこどもを遊ばせる場や機会の提供を求める意見が多かったことを踏まえ、こどもが安心して遊ぶことができるよう、児童館の充実や公園等の整備を推進します。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
児童館での遊び	こどもが安全に安心して遊ぶことができるよう、市内の遊び場・居場所の拠点である児童館で様々な遊びを提供します。	こども未来課
都市公園の整備	都市公園の遊具は、こどもが安全・安心に利用できるように点検し、必要に応じて修繕及び更新を行い、合わせて施設のバリアフリー化を進めます。	花と緑と水の課
児童遊園の整備	こどもが安全に安心して遊ぶことができるよう、児童遊園の遊具の修繕等を実施します。	こども未来課
こどもふれあい広場の整備	既存の公共施設の空きスペース等を利用して、こどもの遊び場・居場所となる環境を整備します。	社会教育課 (芝川公民館) 花と緑と水の課 (富士山環境交流プラザ)
図書館の充実	豊かな心や言語力の育成を図るため、こどもが本に親しむ環境を整えます。	中央図書館
交流センターの整備	児童図書等が充実した図書コーナーや自主学習のスペース等を整備し、こどもの居場所づくりを進めるとともに、こどもが参加できる講座などを実施します。	市民交流課
公立保育園の園庭の開放	公立保育所の園庭を開放し、未就園児が安全に遊べる場の提供や保護者の子育て相談を行います。	保育支援課
公立保育園のトイレ整備	公立保育園13園及びあすなろ園の和式トイレを一部洋式化します。	保育支援課 障がい療育支援課
公共施設の整備	公共施設の建設等にあたり、ユニバーサルデザインの導入や地元産木材の利用など、こどもにやさしい施設整備を図ります。	公共建築課
あそびの教室	歌や手遊び、紙芝居や工作、体操、読み聞かせなどの遊びを通して、地域に暮らすこども同士、親同士がともに集い、互いに交流を深めることを目的に実施します。	こども未来課
サイエンスワールド	こどもに実体験から学ぶことの楽しさを味わえる機会を提供し、科学に対する興味や関心を高めることを目的に開催します。	社会教育課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
親子・こども講座	親子で、こどもだけで、休日や放課後、春夏秋冬休みに参加できる、体験学習型の講座やイベントを実施します。	社会教育課
子どもの読書活動の推進	豊かな心を育む環境づくりとして「読書と読み聞かせ推進事業」を「富士宮市子ども読書活動推進計画」に基づいて推進します。	社会教育課
富士宮市親子富士登山講習会	親子で富士登山に挑戦してもらうため、市内小中学生とその保護者を対象に、講師を招いて富士登山に関する講習会を開催します。	社会教育課
青少年相談センター	悩みや不安を解消するために、青少年やその保護者等を対象に電話や面接による相談や、不登校のこどもの自立を支援します。	社会教育課
富士山環境交流プラザでの体験	自然保全活動や環境教育の場として、野外での活動や工作などの各種講座・プログラムを提供します。	花と緑と水の課
自然体験	自然を大切にすることを育むため、自然と触れ合うイベント等を実施します。	花と緑と水の課
市民スポーツ祭	健康で明るくたくましい市民の育成と地域の親睦を図るため、小学生が参加できる競技を幅広く実施します。	スポーツ振興課
スポーツ少年団活動の推進	スポーツ少年団の選手や保護者の相互の交流や、リーダー及び指導者の資質の向上を図るため、「親子のつどい」や「研修会」を開催します。	スポーツ振興課
有徳の人づくり推進	豊かな心を育むため、富士宮市が作成した道徳資料「富士山をこころに」を授業で使ったり、家庭で家族と読んだりするなど、積極的な活用を図ります。	学校教育課
コミュニティ・スクール	学校・家庭・地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「学校運営協議会」を設置した学校「コミュニティ・スクール」を設置します。	学校教育課
部活動の地域連携・地域移行	地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備し、富士宮市の実情に応じてこどもが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しみ、豊かな学びや成長を実現します。	学校教育課
市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針	こどもたちを取り巻く状況の変化に対応し、魅力ある学校教育を実現できるよう、「学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定し、よりよい教育環境を整備するとともに、新しい時代を生きるこどもたちに求められる資質・能力を十分に伸ばし、社会性等を育むことができるよう、学校教育の質を高めます。	教育総務課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
こども安全の日	毎月20日に同報無線及びSNSで見守りを呼びかける情報発信を行います。また、協定を締結した新聞販売店3者による見守りを実施します。	市民生活課
子育てアシスト講座	中高生を対象に、子連れの親子がまちなかで手助けが必要な場面などを学ぶ講座を開催し、地域で子育てを支援する意識の醸成を図ります。	女性が輝く まちづくり推進室
新生児記念品間伐材 写真立て作製業務（再掲）	市内森林の間伐材で作製した写真立てを新生児に記念品として贈呈します。	農業政策課
子育て施設への 木製玩具配置（再掲）	市内森林の間伐材で作製した木製玩具（積み木）を、子育てサロンなど市内8箇所の子育て支援施設に配置します。	農業政策課
親子農業体験	親子で農業体験をすることで、地域の「食」の在り方について考えるきっかけづくりを行います。	農業政策課

数値目標

目標	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
あそびの教室参加者	人	1,374	1,500
児童館利用者	人	40,620	42,000

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

現状と課題

- ・大人と比べると、こどもの身体はとても未熟な状態にあります。そのため、抵抗力が弱くて感染症にかかりやすいなど、医療を受ける機会も多くなります。また、身体の使い方がわからない低年齢のこどもや運動・スポーツに取り組む機会が増える小学生・中学生・高校生などは、転倒などによる怪我也起こりやすくなります。
- ・こども特有の病気も存在していることから、専門医に診てもらえる環境が整っていることが重要です。市内には、富士宮市立病院を含み、小児科を標榜している病院・診療所が13箇所あります。
- ・信頼できるかかりつけ医をもつことで、こどもの健康状態を定期的に確認することができ、疾病や障がいの早期発見につながります。
- ・学校や職場で行われる各種健康診査を受診し、その結果に応じて医療機関を受診することが重要です。特に、未成年者の保護者はこどもの健康の維持・向上に関心をもち、適切に受診させる必要があります。
- ・こどもの急な体調不良等については、こども医療電話相談事業（#8000）を活用してもらうことで、適切な医療機関の受診や適正な救急車の利用につなげます。この事業は全国的に行われており、こどもの症状について小児科医師や看護師に相談することができます。静岡県では、24時間365日対応しています。
- ・歯肉炎のあるこどもが増加傾向にあります。口腔内のトラブルは、むし歯だけではないことを周知し、歯ぐきの健康も意識して歯みがきを実施する必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響でフッ化物塗布を中止した期間があったことで、むし歯の罹患率に影響がみられました。
- ・【子育て調査】家族のだれかと食事を「ほとんど毎日食べている」と回答した人は、就学前児・小学生ともに、朝食で8割以上、夕食で9割以上となっており、ほとんどのこどもが1日1食以上は共食する環境にあることがわかります。

具体的な事業・取組

妊娠期からの健康診査や健康相談・健康教育事業など、切れ目のない支援を通して健康状態を適切に把握し、親子の健康の増進、疾病の予防・早期発見につなげるとともに、育児不安や負担の軽減を図ります。健診未受診の乳幼児や妊産婦については、状況把握を行い、支援が必要な場合は適切な支援につなげます。

また、感染症の予防と重篤化防止のため、各種予防接種を実施するほか、むし歯予防のためのフッ化物塗布、フッ化物洗口を行います。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
こども家庭センター (母子保健機能)	こどもの誕生前から乳幼児の保健・福祉に関する包括的な支援を行います。 ①妊産婦及び乳幼児等の実情を把握します。 ②妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行います。 ③サポートプランを策定します。 ④関係機関との連携調整を行います。	健康増進課
母子健康手帳の交付	母子健康手帳並びに妊婦健診受診券を交付し、母子の健康啓発、健康管理を実施します。	健康増進課
ふじのみや 妊娠・子育て応援ナビ	子育て情報の提供や応援メッセージの配信、予防接種スケジュールの自動作成等、モバイルシステムを活用することで、安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・育児期まで切れ目のない支援環境をつくります。	健康増進課
もうすぐパパママ学級	妊娠・出産・育児についての知識を伝え、不安の解消を図ります。父親の育児参加を促します。	健康増進課
妊婦及び多胎児妊婦健康診査	母体・胎児の異常の早期発見、妊婦の保健管理の向上を目的に、妊娠週数に応じた検査・診察・保健指導の実施における費用の助成を行います。	健康増進課
産婦健康診査	産後2週間及び1か月の産婦健康診査費を助成することにより、産後間もない時期における母子に対する支援を強化し、産後うつや新生児への虐待予防を図ります。	健康増進課
新生児聴覚検査	新生児の聴覚検査費を一部助成することにより、新生児期の聴覚検査受診率を向上させ、聴覚障害の早期発見・早期療育を推進します。	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、親子の心身の状況・養育環境等の把握・助言を行います。	健康増進課
産後ケア	産後の身体及び育児に対する不安を解消するため、助産院等において母体管理や育児指導等を受ける際の経費を助成します。	健康増進課
乳児健康診査	乳児の健康や発達を診査するため、受診票を交付し、1か月児・4か月児・10か月児の健康診査の受診を勧めます。	健康増進課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
親子関係形成支援事業 (スマイルママベビー)	親子を対象に、子育て仲間をつくり、育児知識を伝え、母親が精神的に安定して赤ちゃんと向き合える環境をつくることを目的に参加者中心型の親子支援プログラムを実施します。	健康増進課
家庭訪問	支援が必要な妊産婦・新生児・未熟児・乳幼児に対し家庭訪問を行います。	健康増進課
養育支援訪問	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、養育環境の維持・改善、家庭の養育力の向上を図ります。	健康増進課
子育て応援ヘルパー等 派遣事業	家事や育児を行うことが困難な者に対して、ヘルパー等を派遣し家事や育児を支援することで安心して出産・育児ができるよう支援します。また、サービス費用の一部を助成します。	健康増進課
子育て世帯訪問支援事業	不安や負担を抱える子育て家庭に訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、養育環境を整え養育能力の向上を図ります。	健康増進課
6か月児健康相談	こどもが健やかに成長していくために、身体計測、育児・離乳食・歯の相談、絵本の話（図書館のブックスタート事業）により、知識の普及啓発と親がこどもに合わせた関わりができるよう支援します。また、育児不安の軽減を図る機会とします。	健康増進課
離乳食教室	保護者に離乳食の進め方の講話を行い、育児不安の軽減を図るとともにこどもの「食べる力」を育むための支援をします。	健康増進課
1歳6か月児健康診査	診察や歯科健診・身体測定等を行い、発育・発達の確認や、育児・栄養相談等により適切な支援を行います。	健康増進課
2歳児歯科健康診査	歯科健診や身体測定等を行い、発育・発達の確認や、育児・栄養・歯科相談等による、育児支援を行います。	健康増進課
3歳児健康診査	診察や歯科健診、身体測定、尿検査、眼科検査等の健康診査を実施し、発育・発達の確認を行います。また、相談を通して育児支援を行います。	健康増進課
さくらんぼ教室	幼児健康診査の結果、発達を促すために集団指導が必要と思われる児へ継続的に集団遊びを実施し、児の行動、親子の関わりなどを観察し助言・指導を行います。	健康増進課
予防接種	予防接種の公費負担を行い、感染症予防についての周知・指導により接種率の向上を図ります。	健康増進課
歯みがき教室	一生自分の歯を守るよう、幼児期から歯の健康習慣を身に付けるとともに、歯みがき技術の向上を図ります。	健康増進課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
フッ化物塗布	定期的な歯へのフッ化物塗布により、歯質の強化と初期むし歯の再石灰化の促進を図るとともに、口腔内の環境向上のための助言指導を行い、むし歯予防に努めます。	健康増進課
フッ化物洗口	乳歯・幼若永久歯の強化やむし歯予防、歯の健康意識の高揚を図るため、幼稚園・保育所等において集団でフッ化物洗口液を用いたぶくぶくうがいを実施します。	健康増進課
歯と口の健康教室	保育園・幼稚園、小・中学校からの依頼に基づき歯みがき技術の向上等、歯と口の健康習慣を身に付けることを目的に実施します。	健康増進課
健康相談・健康教育	こどもや養育者の健康を保持増進するため、保健・歯科・栄養等の健康相談や、妊娠・出産・育児に関する知識の普及、支援を行います。	健康増進課
感染症予防の啓発	手洗いうがい等の予防行動の啓発や感染症の発生状況の周知を行い、感染症の蔓延を予防します。	福祉企画課
新型インフルエンザ等対策の推進	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市の行動計画により、新型インフルエンザ等対策を推進します。	福祉企画課
難病患者介護家族リフレッシュ事業	重度心身障害児等の介護に従事する家族の介護負担を軽減するため、訪問看護等の費用の一部を負担します。	障がい療育支援課
おやこクッキング教室	幼児（年長児）とその保護者を対象に、食への興味や関心を高め、家庭での共食の実践に役立てることを目的に、講話や調理体験を実施します。	健康増進課
高校生食育セミナー	高校生を対象に、食の自立や将来の生活習慣病予防に役立てることを目的に、講話や調理実習等を実施します。	健康増進課
ゲートキーパー養成講座	こころの健康問題に対する意識を高め、悩みを抱える人に対して早期に「気づき」「対応」できるようゲートキーパーを養成します。	健康増進課
不妊及び不育症治療費の助成	不妊及び不育症治療を受ける人の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。	健康増進課
産前産後サポート事業（べいびっち）	妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩みなどについて、先輩母との交流を促し、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ります。	健康増進課

数値目標

目標	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
3歳児健康診査受診率	%	97.5	98
新生児聴覚検査受診率	%	97.8	98
妊婦健康診査受診率	%	86.3	87
産婦健康診査受診率	%	98.0	98
予防接種の接種率 (BCG)	%	98.4	99

(4) こどもの貧困対策

現状と課題

- ・子育てには様々な費用がかかるため、生まれ育った家庭の経済状況によっては、こどもが必要な教育や医療などを十分に受けることができないことがあります。
- ・特に問題となっていることは、経済的に困窮している家庭に生まれたこどもが十分な教育の機会を得ることができないことで、大人になっても賃金の低い職にしか就けずに、貧困の連鎖がこども世代・孫世代にまで続いてしまうことです。これは、発展途上国だけの問題ではなく、日本でも起こっていることです。
- ・【子育て調査】地域におけるボランティア等による無料の学習塾にこどもを「参加させたい」と回答した人は、就学前児で半数以上、小学生で6割以上となっています。一方で、地域におけるこども食堂に「親子で参加したい」と回答した人は、就学前児で3割以上、小学生で約3割と、こちらはやや少なくなっています。

具体的な事業・取組

ひとり親家庭や経済的な困窮を抱えている家庭が自立し、安定した生活が送れるよう、関係機関と連携しながら、教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援及びその他の経済的な支援や相談等を行います。

教育の支援としては、無償の学習塾等へこどもを参加させたいという意見が多かったことから、生活困窮世帯への学習支援を行っていきます。また経済的な支援としては、ひとり親家庭等を対象とした支援事業等を実施します。

こどもの未来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないように、支援体制や情報提供の充実に努めます。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
児童手当	子育て家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、児童手当を支給します。	こども未来課
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上を図るため、児童扶養手当を支給します。	こども未来課
こども医療費助成	子育て家庭の経済的な負担を軽減し、生活の安定とこどもの健やかな成長に寄与するため、こども医療費を助成します。	こども未来課
ひとり親家庭等自立支援給付金	ひとり親家庭の父親又は母親が、専門的な資格を取得するために修業する場合や、知識技術を取得するための講座を受講する場合に、就職に役立つ技能や資格取得のために講座を受講する場合に給付金を支給します。	こども未来課
遺児福祉手当	交通事故などで両親を亡くした児童の福祉の増進と自立成長を図るため、福祉手当を支給します。	こども未来課
特別児童扶養手当	在宅の中重度以上の障がいのある児童を監護する家庭の生活を支援するため、特別児童扶養手当を支給します。	障がい療育支援課
重症心身障害児童扶養手当	特別児童扶養手当Ⅰ級に該当する児童を監護する方に手当を支給します。	障がい療育支援課
こどもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯のこどもに居場所を提供するとともに、学習支援を行い、高校進学等の将来における選択肢の幅を広げます。令和6年度から、新たに小学生教室を開催しています。	福祉総合相談課
一時預かり保育利用料減免	一時預かり利用の低所得世帯を支援するため、所得に応じて利用料を減免します。	保育支援課
実費徴収に係る補足給付	低所得世帯を支援するため、幼稚園を利用するこどもの副食費を免除します。	保育支援課
障害児福祉手当	重度障がいのある20歳未満の児童がいる家庭の生活を支援するため、障害児福祉手当を支給します。	障がい療育支援課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
育英奨学金	山下サダ育英奨学金条例に基づき、高等学校等に入学又は在学する者で、学費の支弁が困難かつ品行方正、成績優良な者に奨学金を支給します。	学校教育課
要保護及び準要保護児童生徒援助	経済的な理由で義務教育の就学が困難な児童生徒の保護者に、就学に係る費用を援助します。	学校教育課

数値目標

目標	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
実費徴収に係る補足給付 国制度に基づく補助の実施	人	副食費 20	対象世帯に対する 制度の周知と 補助の実施
一時預かり保育利用料減免 国制度に基づく補助の実施	-	未実施	対象世帯に対する 制度の周知と 補助の実施
高等職業訓練促進給付金の給付	件	2	4

(5) 障がいのあるこども・医療的ケア児等への支援

現状と課題

- ・障がいの種類や程度、障がいが発見されるタイミングは、一人ひとり異なります。しかし、どのような障がいであっても、早い段階で発見され、適切な医療・支援につながることは、こどもにとっても保護者にとっても大切なことです。
- ・健康診査は疾病・障がいの早期発見の機会の1つとされており、定期的な受診が求められます。他にも、保護者が発達面などの不安を感じた時に、すぐ専門家に相談できる場の充実が求められます。
- ・こどもの健診等での気付きからさくらんぼ教室を紹介し、障がい療育支援課につながるケースがある一方で、保護者がさくらんぼ教室の紹介を否定的に捉えてしまうケースもあります。また、外国人の増加に伴い、文化や言葉の違いからこどもの発達状況の判断が難しいケースも出てきています。
- ・こどもの通う幼稚園・保育所等での気付きから障がい療育支援課につながるケースでは、園と家庭と障がい療育支援課が共通理解を持って、支援していくことが大切です。
- ・こどもの数が減っている一方で、気になるこどもの割合は増加傾向にあることから、一人ひとりに応じた柔軟な対応やそれを可能とする人員の確保が求められています。

具体的な事業・取組

療育支援センターでの活動を通じて、障がい児や発達に不安のあるこどもに対する相談支援を実施しています。今後も療育支援センターを核として、障がいや発達の特徴を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげるための相談・支援の充実に努めるとともに、医療的ケア児などの専門的支援が必要なこども・若者とその家族への適切な支援のため、地域における連携体制の強化に努めます。

また、障がいなどのあるこどもを育てる家庭に対する手当の支給により、経済的な負担の軽減に努めるとともに、地域社会への参加・包容を推進し、その発達や社会的な自立を支援します。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
発達等相談	こどもの発達を支援するため、発達相談員（心理士）や作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）による相談を行います。	障がい療育支援課
児童発達支援	未就学の障がいのある児童に対する日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	障がい療育支援課
療育教室 （グループ指導・個別指導）	心身の成長や発達に心配があったり、集団生活をとりにくい等の気になる行動をしたりするこどもを対象に、グループ（はとぼっば教室等）や個別（ことばの教室等）での療育を行います。	障がい療育支援課
幼稚園・保育所等訪問	幼稚園・保育所等をスタッフが訪問し、園と連携しながら支援方法を考えます。	障がい療育支援課
あすなろ園	障がいのある児童への個別療育・集団療育として、日常生活に必要な習慣を身に付け心身の発達を助けるための療育を行います。	障がい療育支援課
放課後等デイサービス	放課後又は学校休業日に、就学中の障がいのある児童の生活能力の向上に必要な訓練や社会との交流の促進などの必要な支援を行います。	障がい療育支援課
日中一時支援事業	障がいのある児童の家族の就労支援や介護する家族の休息を図るため、障がいのある児童等に日中活動の場を提供します。（委託により実施）	障がい療育支援課
障害児福祉手当（再掲）	重度障がいのある20歳未満の児童がいる家庭の生活を支援するため、障害児福祉手当を支給します。	障がい療育支援課
特別児童扶養手当（再掲）	在宅の中度以上の障がいのある児童を監護する家庭の生活を支援するため、特別児童扶養手当を支給します。	障がい療育支援課
重症心身障害児児童扶養手当（再掲）	特別児童扶養手当1級に該当する児童を監護する方に手当を支給します。	障がい療育支援課
重度障害者（児）医療費助成	重度障がいのある児童がいる家庭の生活を支援するため、当該児童に係る医療費を助成します。	障がい療育支援課
自立支援医療（育成医療）	身体障がいのある児童の障がいや手術等により確実に除去・軽減が期待できる場合、当該保険医療費の一部を支給します。	障がい療育支援課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
障害児保育事業	集団保育が可能な障がいのある児童を保育所で保育します。	保育支援課
園児発達支援会	園で気になるこどもに適切な保育をするため、保育士相互の情報交換や研修を行います。	保育支援課
医療的ケア児保育支援事業	医療的ケア児に対する総合的な受入体制の構築を図ります。	保育支援課
特別支援	児童生徒の発達特性を把握し合理的配慮を実現するため、特別支援委員会による専門調査や教育相談を行います。	学校教育課
就学支援	児童生徒の障がいの程度に応じた適切な教育をするため、就学支援委員による専門調査や教育相談などの支援を行います。	学校教育課
巡回相談支援	支援が必要な児童生徒が通う学校に相談員が訪問し、学校と連携して個に合った適切な配慮・支援を考えます。	学校教育課
医療的ケア支援員の配置	市内小中学校に就学し、医療的なケアが必要な児童生徒に看護師資格のある支援員を配置します。	学校教育課
特別支援教育就学奨励	特別支援学級への就学の特殊事情に鑑み、その保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じて就学奨励費を支給します。	学校教育課

数値目標

目標	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
医療的ケア児の保育受入体制の整備	箇所	1	受入体制整備
幼稚園・保育所等の支援者の知見を深めるための療育支援講座の開催	回	4	4
幼稚園・保育所等訪問による対応児童延べ人数	人	262	275

(6) 児童虐待など、困難な状況にいる子どもたちの支援

現状と課題

- ・児童虐待はこどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさを抱えるなど最も重大な「権利侵害」であり、どのような背景や信条があっても許されるものではありません。虐待は家庭内で生じることが多いため、被害を受けるこども自らが声をあげにくいという特性があり、発見される時点では既に重篤な状況に陥っていることがあります。その場合、改善は容易ではなく、また、その後のこどもの発育障害や発達遅滞、情緒面や行動面の問題やさらには世代間連鎖等を起こす場合もあると言われており、相当手厚い支援が必要になります。このため、早期発見・早期対応のみならず、こどもの虐待の発生予防に向けた取組を行うことと同時に、子育て中の保護者が孤立しないよう社会全体で支えていくことが重要です。
- ・令和元年の改正児童福祉法で、児童への体罰禁止が法定化され禁止されました。叩かれていいこどもは一人もいません。こどもへの体罰は暴力であり、しつけではないという正しい認識を持ち、体罰によらない子育てを広めていく必要があります。
- ・こどもが置かれている家庭の状況が複雑化してきており、貧困や引きこもり、ヤングケアラー等といった社会問題にも対応する必要が出てきています。重層的支援体制整備事業の活用や、要保護児童対策地域協議会を軸に関係機関が連携し要保護児童・要支援児童やその家族を継続的に支えていくことが必要です。
- ・市内には、ベトナム人、ブラジル人、フィリピン人など多くの外国人市民が居住し、その割合も年々増加しています。
- ・外国人の児童生徒は増加傾向にあり、外国人児童生徒支援員を通じて児童生徒の指導や支援、保護者との連携等を行っています。外国人児童生徒支援員は、スペイン語、ポルトガル語、中国語に対応しています。

具体的な事業・取組

要保護児童対策地域協議会を軸として関係機関が連携し、児童虐待の予防及び早期発見・初期対応など、適切な支援に努めます。また、児童虐待防止の啓発活動を行うなど、積極的な周知を図ります。

今後は、こどもや家庭に関する専門の相談機関として「こども家庭センター」を設置するほか、こどもや親子の居場所づくりの推進を図るとともに、引き続き要保護児童対策地域協議会を軸に関係機関が連携し、要保護児童やその家庭を継続的に支え、虐待防止の強化に努めます。

また、外国人のこどもや保護者が安心して生活できるように、幼稚園・保育所や学校又は官公庁などにおける様々な手続に係る通訳等の支援や、子育て家庭における生活相談などに対応していきます。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
家庭児童相談	子育てやこどものしつけ、性格や行動、学校生活や不登校、いじめなどの悩みや家庭的な環境、家族関係などの相談に家庭相談員が対応します。	こども未来課
要保護児童対策地域協議会	市全体の要保護児童等の支援の枠組みを構築するため、協議会を開催します。	こども未来課
要保護児童対策実務者会議	こどもと直接関わる実務者間での要保護児童等の実態把握や情報共有のため、会議を行います。	こども未来課
個別ケース検討会議	個別の要保護児童について、具体的な支援内容の検討や経過報告のため、担当者や関係機関などが検討会議を行います。	こども未来課
児童虐待防止の啓発	虐待は社会全体で解決する課題として、児童虐待防止を広報やホームページなどで推進します。	こども未来課
虐待防止に関するPR活動の推進（再掲）	児童虐待防止推進月間（11月）に合わせ、グッズの配布、ポスターの掲示など、効果的な広報・啓発を行います。	こども未来課
こども家庭センター（児童福祉機能）	こどもの保健・福祉に関する包括的な支援を行います。 ①児童等の実情を把握します。 ②こどもの福祉に関する相談に応じ必要な情報提供等を行います。 ③プランを策定し課題や支援ニーズに対応します。 ④関係機関との連携調整を行います。	こども未来課
こどもの居場所づくり	こどもの心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、こどもが安心できる居場所づくりに取り組めます。	こども未来課
外国人相談	外国籍のこどもの幼稚園・保育所・小学校等への入園・入学の手続や、在園在学中の支援のため、関係機関との間の通訳業務を行います。	市民交流課
外国語での情報提供	子育て支援制度などを周知するため、広報紙の掲載記事を外国語に翻訳し、情報提供します。	市民交流課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
外国人児童生徒支援員の派遣	外国国籍の児童生徒の学校における学習支援や学校からの配布資料の翻訳、面談等の通訳を行います。	学校教育課

数値目標

目標	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
生きづらさを感じることがある、 こども・若者の割合	%	57.6	40
日常生活において、孤独であると感じることが「時々ある」「しばしばある・常にある」と感じる、こども・若者の割合	%	21.5	15
要保護児童対策実務者会議	回	6	6

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

現状と課題

- ・厚生労働省の自殺の統計「令和5年中における自殺の状況」によると、日本の自殺者数は令和元年まで減少傾向にあったものの、その後新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを背景に微増～横ばい傾向が続いています。特に10歳代の自殺者数は増加が続いており、令和5年には810人となっています。また、20歳代の自殺者数は、令和2年に前年を404人上回ってからは、2,500人前後で推移しています。
- ・こどもは身体の未熟さや知識の不足などを狙われ、犯罪の被害に遭ってしまうこともあります。また、若者も、経験の浅さや将来への不安につけこまれて、犯罪に巻き込まれたり、非行に走ってしまったりすることもあります。
- ・保護者の見守りの範囲外でこども単独で行動するようになってくると、交通事故のリスクは高まります。移動手段を問わず、すべての人が交通ルールを順守することが大切となります。また、交通事故を引き起こしかねない飲酒運転やながら運転、無灯火運転などは、絶対にしてはなりません。
- ・スマートフォンの普及が進んだことで、こどもでも簡単にインターネットにアクセスできるようになり、長時間使用による視力の低下やSNSに起因する事件の発生等が社会問題となっています。
- ・平成30年の大阪北部地震では、地震の揺れにより小学校のブロック塀が倒壊し、1人の児童の尊い命が失われました。本市では、ブロック塀等の除却に対して補助金を出していますが、強制力はないことからあまり効果が出ていません。二度とあのような事故を起こさないためにも、地道な周知活動を継続する必要があります。
- ・【若者調査】社会生活や日常生活を円滑に送ることができない経験が『あった』（今までに経験があった（又は、現在ある）＋どちらかといえば、あった（ある））と回答した人は51.4%と、ほぼ半数の人が日々の暮らしの中で苦しい経験をしていることがわかります。また、その理由は、「友人との関係」が約3割で最も多く、「将来のこと」、「いじめ」が続いています。
- ・【ワークショップ】暗い道が多く危険なことから、①個人で対応すること、②市が対応すること、③ボランティアが対応することに分けた対応が提案されました。行政として街灯を増やす検討は進めていくものの、即座に対応することが難しいことから、個人や地域にも協力を仰ぐ必要があります。
- ・【ワークショップ】道路に大きな石や木、ごみが落ちているため、地域住民と協力して片付けることが提案されました。また、ごみを捨てないこと、道路を大切に扱うことといった意識の向上も提案されました。

具体的な事業・取組

こども・若者への支援として、困難な状況に寄り添い、SOSを出しやすい環境を整えていくことや、こども・若者の特性に応じた支援を充実させます。

青少年相談センターを中心に、こども・若者とその保護者を対象に、家庭や学校、友人関係の悩み、心配ごとや困ったことなどを相談員に相談できる電話相談や、メール相談、対面相談を実施しています。若者調査の結果、日常生活を円滑に送ることができない経験のある人が半数以上いることを受けて、今後も、心配ごとや悩みの相談窓口の利用促進に努めます。

また、本市では、毎月20日を「こども安全の日」と定め、公共施設に設置してある防犯カメラ、防犯ブザーの作動確認を行うなど、安全・安心な環境の整備に取り組んでいます。さらに同報無線の放送等で市民にこどもの見守りを促す取組を行っています。

今後も、犯罪被害、事故、災害等からこどもの生命を守るため、防犯・交通安全対策、防災対策等に取り組むとともに、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための安全教育の強化に努めます。

さらには、情報化が進展する中、有害情報や犯罪からこどもを守るため、小中学生や保護者を対象とした携帯電話・インターネットに関する講話を実施します。

こどもや乳幼児等の親子連れに対する交通面での安全性に留意し、交通安全設備の設置、道路の拡幅や歩道の設置、交差点の改良など安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、就学前の児童や学校の生徒等に対する交通安全学習を推進します。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
自殺予防週間・自殺対策強化月間における啓発	市広報での周知・ポスターの掲示・リーフレットの配布・特設コーナーの設置・街頭キャンペーン等により、自殺対策・自殺予防週間・自殺対策強化月間について啓発します。	健康増進課
スクールカウンセラー派遣	自死により身近な人を失う経験をした児童生徒や保護者に対して、スクールカウンセラーを派遣します。	学校教育課
SOSの出し方に関する教育の推進	道徳、保健体育、特別活動等の時間を通してSOSの出し方教育を実施します。	学校教育課 健康増進課
高校生向けゲートキーパー養成講座	高校生を対象に、こころの健康問題に対する意識を高め、悩みを抱える人に対して早期に「気づき」「対応」できるようゲートキーパーを養成します。	健康増進課
こころの健康観察の活用（ICTの活用）	ICTを活用し、児童生徒がこころのSOSを出しやすい環境を整えます。	学校教育課
地域自主防犯活動	こどもの登下校時に、通学路で地域の方がこどもの安全を見守ります。	市民生活課
防犯パトロール	小学生の下校時間に合わせ、青色回転灯装着車両による防犯パトロールを実施します。	市民生活課
かけこみ110番の家	こどもの安全を守るため、地域に「かけこみ110番の家」の設置を働きかけます。	社会教育課
不審者等緊急連絡網	こどもが犯罪に巻き込まれることを防止するため、警察署からの不審者情報を学校・保育所等に迅速に提供します。また、不審者情報等の報告の仕方を保護者とも共有を図ります。	学校教育課 社会教育課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
携帯電話・インターネットに関する講話	有害情報や犯罪から子どもを守るため、小・中学生や保護者を対象に講話を実施します。	社会教育課
街頭指導活動	青少年の問題行動の早期発見と非行防止のため、指導員と教師による街頭指導や電車内指導、研修会などを実施します。	社会教育課
青少年相談センター（再掲）	悩みや不安を解消するために、青少年やその保護者等を対象に電話や面接による相談や、不登校のこどもの自立を支援します。	社会教育課
青少年指導員の育成	青少年の健全育成を推進する青少年指導員の資質向上のため、研修・視察などを実施します。	社会教育課
青少年育成連絡会の支援	青少年育成連絡協議会を通して、地域が取り組む青少年の健全育成のための活動を支援します。	社会教育課
交通安全啓発活動	幼児から高校生までの年代に適した交通教室等の交通安全教育を、警察等関係団体と連携して実施します。	市民生活課
交通安全施設の整備	交通事故防止のため、地域の要望などを受けて、事故多発地点を中心にカーブミラー等の交通安全施設の整備を行います。	道路課
安全な歩行空間の整備	子どもが通学や生活の中で安心して歩行できるよう、歩道や歩行帯の整備を進めます。	道路課
ブロック塀等の安全確保事業費補助金	安心して通行できる道路とするため、危険なブロック塀等を除却し生垣の設置等を推進するための補助制度を周知します。	建築住宅課

数値目標

目標	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
SOS の出し方に関する教育	回	1	1
防犯パトロール	回	216	216
携帯電話・インターネット講話における受講満足度	%	90	90
生きづらさを感じることもある、子ども・若者の割合（再掲）	%	57.6	40
日常生活において、孤独であると感じることが「時々ある」「しばしばある・常にある」と感じる、子ども・若者の割合（再掲）	%	21.5	15

2 ライフステージ別の施策

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

現状と課題

- ・厚生労働省の人口動態統計によると、全国的にこどもの数は減少傾向にあります。また、合計特殊出生率も低下傾向にあり、令和5年で1.20と、人口置換水準を大きく下回っています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）によると、不妊の検査・治療を受けたことのある夫婦は令和3年に22.7%となっており、増加傾向にあります。
- ・令和4年には不妊治療が保険適用となりましたが、引き続き保険適応の有無に関わらず助成を行うことで不妊治療における経済的な負担が大幅に軽減しました。
- ・市内には、富士宮市立病院を含み、妊婦健診実施医療機関が4箇所あります。一方で、市内で分娩を取り扱っている産婦人科は、富士宮市立病院の1箇所、助産所は1箇所になります。
- ・妊婦健康診査や産後ケアについては、令和5年度より、助成回数の拡大、利用形態の拡充、利用者負担減免等サービスの向上を図り、妊産婦の健康の保持増進・育児不安の軽減・経済的支援等を行っています。
- ・こどもは減少しているものの、0～2歳の保育の需要は高まる傾向にあるため、今後も現状程度の定員は維持する必要があります。
- ・働き方の多様化により、通常の保育時間を超えた利用を必要とする保護者が多くなっています。一方で、休日保育の希望はあるものの、実施園が1園ということもあり、令和5年度は2日の開園に留まっています。
- ・少子化が進んでいても家庭児童相談件数は増加傾向にあり、子育てに困難を抱える家庭が顕在化しています。夫婦関係や経済状況、養育者の心身状態等の様々な背景を持つ家庭が多いことから、家庭児童相談窓口だけの対応が難しいケースもあります。
- ・訪問による支援・相談を拒む家庭もあり、家庭の養育環境が把握できないこともあります。普段生活している家庭の状況を確認するとともに、信頼関係の構築に努めなければなりません。
- ・【統計データ】令和5年の出生数は592人で、平成29年以降、減少傾向にあります。
- ・【統計データ】令和6年度の保育・教育施設の定員充足率は、「企業主導型保育所」が89.7%と最も高く、次いで「小規模保育所」が83.1%、「幼稚園」が78.6%などとなっており、多少定員に余裕のある傾向にあります。
- ・【子育て調査（就学前児）】妊娠中や出産後に重要だと思うサポートは、「赤ちゃんの育児相談・健康面の相談」が約半数で最も多く、「母親の健康面の相談」、「産後の母親の健診（産後健診）」が続いています。
- ・【子育て調査】こどもの病気等を理由に保育施設が利用できなかった場合に父母が休んで対応した人のうち、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思った」と回答した人は、就学前児で約4割、小学生で1割以上となっています。また、病児保育施設等にこどもを預ける場合、望ましいと思う事業形態は、就学前児・小学生ともに、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が7割を超えて最も多くなっています。
- ・【居場所調査（関係者）】ちゃんと食べられていないこどもの話をよく耳にしたり、コロナ禍で外に遊びに行けずにストレスを溜めている乳幼児の母親がとて多くいたりしていたので、事業を始めました。
- ・【居場所調査（関係者）】こどもを預かり母親にリラックスする機会を提供するイベントはとても好評である一方で、こどもをみるスタッフの確保が課題です。

具体的な事業・取組

妊娠期から切れ目のない支援を行うことで、子育てしやすい環境を整え、健やかなこどもの発育・発達を促します。

不妊・不育症治療費や妊産婦健康診査費の助成を行い、経済的な負担の軽減に努めるとともに、妊娠・出産・子育ての知識の普及を図ります。

また、各種母子保健事業の実施を通じて産前産後の母子の健康を支え、子育てと仕事の両立支援のため、認定こども園や幼稚園、保育所等で幼児教育・保育を提供するとともに、未就園の親子への育児支援を行います。

子育て調査によると、妊娠中や出産後に特に重要だと思えるサポートとして、「赤ちゃんの育児相談・健康面の相談」を求める声が多かったことを踏まえ、新たに設置する「こども家庭センター」をこども・子育て支援の中核に位置付け、妊娠前から妊娠期・出産・幼児期までの切れ目のない保健・医療・子育て支援サービスの提供と、伴走型の相談支援に取り組みます。併せて、巡回型の「子育てコンシェルジュ」による総合的な相談支援を行うなど、こども一人ひとりの健やかな成長を支える取組を推進します。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
こども家庭センター (母子保健機能) (再掲)	こどもの誕生前から乳幼児の保健・福祉に関する包括的な支援を行います。 ①妊産婦及び乳幼児等の実情を把握します。 ②妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行います。 ③サポートプランを策定します。 ④関係機関との連携調整を行います。	健康増進課
母子健康手帳の交付 (再掲)	母子健康手帳並びに妊婦健診受診券を交付し、母子の健康啓発、健康管理を実施します。	健康増進課
ふじのみや 妊娠・子育て応援ナビ (再掲)	子育て情報の提供や応援メッセージの配信、予防接種スケジュールの自動作成等、モバイルシステムを活用することで、安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・育児期まで切れ目のない支援環境をつくります。	健康増進課
もうすぐパパママ学級 (再掲)	妊娠・出産・育児についての知識を伝え、不安の解消を図ります。父親の育児参加を促します。	健康増進課
妊婦及び多胎児妊婦健康診査 (再掲)	母体・胎児の異常の早期発見、妊婦の保健管理の向上を目的に、妊娠週数に応じた検査・診察・保健指導の実施における費用の助成を行います。	健康増進課
産婦健康診査 (再掲)	産後2週間及び1か月の産婦健康診査費を助成することにより、産後間もない時期における母子に対する支援を強化し、産後うつや新生児への虐待予防を図ります。	健康増進課
新生児聴覚検査 (再掲)	新生児の聴覚検査費を一部助成することにより、新生児期の聴覚検査受診率を向上させ、聴覚障害の早期発見・早期療育を推進します。	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) (再掲)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、親子の心身の状況・養育環境等の把握・助言を行います。	健康増進課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
産後ケア（再掲）	産後の身体及び育児に対する不安を解消するため、助産院等において母体管理や育児指導等を受ける際の経費を助成します。	健康増進課
乳児健康診査（再掲）	乳児の健康や発達を診査するため、受診票を交付し、1か月児・4か月児・10か月児の健康診査の受診を勧めます。	健康増進課
親子関係形成支援事業 （スマイルママベビー） （再掲）	親子を対象に、子育て仲間をつくり、育児知識を伝え、母親が精神的に安定して赤ちゃん向き合える環境をつくることを目的に参加者中心型の親子支援プログラムを実施します。	健康増進課
家庭訪問（再掲）	支援が必要な妊産婦・新生児・未熟児・乳幼児に対し家庭訪問を行います。	健康増進課
養育支援訪問（再掲）	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、養育環境の維持・改善、家庭の養育力の向上を図ります。	健康増進課
子育て応援ヘルパー等 派遣事業（再掲）	家事や育児を行うことが困難な者に対して、ヘルパー等を派遣し家事や育児を支援することで安心して出産・育児ができるよう支援します。また、サービス費用の一部を助成します。	健康増進課
子育て世帯訪問支援事業 （再掲）	不安や負担を抱える子育て家庭に訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、養育環境を整え養育能力の向上を図ります。	健康増進課
6か月児健康相談（再掲）	こどもが健やかに成長していくために、身体計測、育児・離乳食・歯の相談、絵本の話（図書館のブックスタート事業）により、知識の普及啓発と親がこどもに合わせた関りができるよう支援します。また、育児不安の軽減を図る機会とします。	健康増進課
離乳食教室（再掲）	保護者に離乳食の進め方の講話を行い、育児不安の軽減を図るとともにこどもの「食べる力」を育むための支援をします。	健康増進課
1歳6か月児健康診査 （再掲）	診察や歯科健診・身体測定等を行い、発育・発達の確認や、育児・栄養相談等により適切な支援を行います。	健康増進課
2歳児歯科健康診査（再掲）	歯科健診や身体測定等を行い、発育・発達の確認や、育児・栄養・歯科相談等による、育児支援を行います。	健康増進課
3歳児健康診査（再掲）	診察や歯科健診、身体測定、尿検査、眼科検査等の健康診査を実施し、発育・発達の確認を行います。また、相談を通して育児支援を行います。	健康増進課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
さくらんぼ教室（再掲）	幼児健康診査の結果、発達を促すために集団指導が必要と思われる児へ継続的に集団遊びを実施し、児の行動、親子の関わりなどを観察し助言・指導を行います。	健康増進課
予防接種（再掲）	予防接種の公費負担を行い、感染症予防についての周知・指導により接種率の向上を図ります。	健康増進課
歯みがき教室（再掲）	一生自分の歯を守るよう、幼児期から歯の健康習慣を身に付けるとともに、歯みがき技術の向上を図ります。	健康増進課
フッ化物塗布（再掲）	定期的な歯へのフッ化物塗布により、歯質の強化と初期むし歯の再石灰化の促進を図るとともに、口腔内の環境向上のための助言指導を行い、むし歯予防に努めます。	健康増進課
フッ化物洗口（再掲）	乳歯・幼若永久歯の強化やむし歯予防、歯の健康意識の高揚を図るため、幼稚園・保育所等において集団でフッ化物洗口液を用いたぶくぶくうがいを実施します。	健康増進課
歯と口の健康教室（再掲）	保育園・幼稚園、小・中学校からの依頼に基づき歯みがき技術の向上等、歯と口の健康習慣を身に付けることを目的に実施します。	健康増進課
健康相談・健康教育（再掲）	こどもや養育者の健康を保持増進するため、保健・歯科・栄養等の健康相談や、妊娠・出産・育児に関する知識の普及、支援を行います。	健康増進課
おやこクッキング教室（再掲）	幼児（年長児）とその保護者を対象に、食への興味や関心を高め、家庭での共食の実践に役立てることを目的に、講話や調理体験を実施します。	健康増進課
高校生食育セミナー（再掲）	高校生を対象に、食の自立や将来の生活習慣病予防に役立てることを目的に、講話や調理実習等を実施します。	健康増進課
ゲートキーパー養成講座（再掲）	こころの健康問題に対する意識を高め、悩みを抱える人に対して早期に「気づき」「対応」できるようゲートキーパーを養成します。	健康増進課
不妊及び不育症治療費の助成（再掲）	不妊及び不育症治療を受ける人の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。	健康増進課
出生記念樹の配布	出生を記念して、フジザクラやカエデなどの苗木を配布します。	花と緑と水の課
妊娠・出産・子育てシェアサポート事業	妊娠・出産・子育ての各ステージで生じる悩みや不安を軽減するため、居場所事業や講座などを実施します。	女性が輝くまちづくり推進室
通常保育	保育を必要とする児童を認可保育施設で保育し、養護と教育環境を確保・充実に努めます。	保育支援課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
一時預かり	保護者が急な用事等で一時的に保育ができない場合、その児童を認可保育施設で一時的に保育します。	保育支援課
延長保育	就労時間などの関係で通常の時間を越えた保育を必要とする児童を保育します。	保育支援課
休日保育	休日に保育を必要とする児童を保育します。	保育支援課
病児・病後児保育	病中や病気の回復期にある児童の保育を希望する保護者のため、病児・病後児保育を実施します。	保育支援課
地域型保育	家庭的保育や小規模保育等の少人数で、きめ細かな保育を実施します。	保育支援課
認定こども園	幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園を推進し、幼児期における教育と保育の充実を図ります。	保育支援課
ファミリー・サポート・センター事業	地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、多様なニーズへの対応を図るため、受託会員の確保に努めます。	こども未来課
子育てコンシェルジュ	①乳幼児等の実情の把握を行います。 ②妊娠期から子育て期の様々なニーズに対し、総合的相談支援を行います。 ③子育て期に必要な情報提供、助言を行います。 ④関係機関との連携、調整を行います。	こども未来課
地域子育て相談機関	地域子育て相談機関を設置し、こども家庭センターと密接に連携しながら子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行います。	こども未来課
家庭児童相談（再掲）	子育てやこどものしつけ、性格や行動、学校生活や不登校、いじめなどの悩みや家庭的な環境、家族関係などの相談に家庭相談員が対応します。	こども未来課
保育所における食体験事業	日々の保育の中での様々な食体験を通して、園児の「食」に関する興味を育みます。	保育支援課
食育アンケートの実施	し好や食生活を把握するためのアンケートを実施し、普段の食生活を見直すきっかけづくりや給食だよりの発行、献立作成や食育計画、食育事業に反映させます。	保育支援課
産前産後サポート事業（べいびっち）（再掲）	妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩みなどについて、先輩母との交流を促し、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ります。	健康増進課
多胎妊産婦等支援事業	多胎妊産婦等に対し、外出時の補助や育児の介助等、安心して育児ができるような支援をすることを目的とし育児支援を保育士が実施します。	健康増進課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
多胎児育児支援 (わんぱくキッズの活動)	多胎を持つ親同士の交流の場を図り、育児不安の解消を図ります。	健康増進課
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター) (再掲)	乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行います。	こども未来課
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	全てのこどもに家庭とは異なる環境や家族以外と関わる機会を提供し、成長を促すとともに、保護者の育児負担や孤立感・不安感の軽減につなげるため、月一定時間、就労要件を問わずに保育施設を利用できます。	保育支援課
園・小・中学校の連携・協力	園・小・中学校の円滑な接続を図るため、相互の連携・協力を一層進めます。 園・小・中学校の連続性に配慮したスタートカリキュラムを教育課程に反映させ、学びや生活の基盤づくりと相互交流の充実を図ります。	学校教育課 保育支援課
こども・若者支援推進本部	こども・若者に関係の深い部署で構成し、幼児期・児童期・青年期といったライフステージ間のつなぎの部分の連携を特に意識した上で、気になる子(発達障害等)、不登校、医療的ケア児、ヤングケアラー、ひきこもり等について、各相談支援機関の個別課題を整理及び検討することにより、保健福祉及び教育部門の連携体制の構築並びにこども・若者・保護者への支援体制の強化を図ります。	こども未来課
少子化対策推進本部	少子化対策に特に関係の深い部署で構成し、国・県等の少子化対策に関連する情報を収集し、市民に周知するとともに、国・県等の施策では対応しきれない部分については、本市の実情に応じた実効性のある独自の施策を企画・立案します。	企画戦略課

数値目標

目標	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
地域子育て相談機関の数	箇所	0	3
地域子育て支援センター利用者数(再掲)	人	29,275	29,359
乳児等通園支援事業 制度の創設、事業の実施	-	制度の情報収集等	事業の実施
通常保育 待機児童人数	人	0	0
一時預かり事業 実施箇所数	箇所	32	34
延長保育 利用希望者に対する実利用者の割合	%	100	100
病児・病後児保育 利用希望者に対する実利用者の割合	%	病児・病後児 保育の実施 (延べ149人)	100
食育アンケートの実施	回	1	1
就学支援シート、スタートカリキュラム、 個別の教育支援計画、個別の指導計画等が 作成できている割合	%	未作成	100
規則正しく3食食べる幼児の割合 (3歳児健康診査問診票)	%	89.2	90
毎日仕上げ磨きをしている保護者の割合 (1歳6か月児健康診査問診票)	%	96.8	97
妊娠中に喫煙していた人の割合 (4か月児健康診査)	%	1.3	1.3以下
妊娠中に飲酒していた人の割合 (4か月児健康診査)	%	0.5	0
むし歯のない幼児の割合 (3歳児健康診査)	%	92.4	92

(2) 学童期・思春期

現状と課題

- ・学童期・思春期は、身体も心も大きく成長し、社会に出る準備をする時期にあたります。しかし、身体の成長に心の成長が追い付かず、また、将来への漠然とした不安から、不安定な気持ちになるこどもも少なくありません。周囲の大人は、この時期のこどもが発するSOSに耳を傾け、一人ひとりに寄り添った支援を行う必要があります。
- ・全国的に、学校におけるいじめが問題となっています。いじめは犯罪行為であり、他者の尊厳を傷つける許されない行為であることを念頭に、いじめ撲滅を図らなければなりません。新たないじめを起こさせないためにも、学校内での対応で終わらせず、外部と連携した支援を行う必要があります。
- ・共働き世帯が増えたことで、こどもの放課後の過ごし方に悩む保護者も少なくありません。こどもが安心・安全に過ごすことができる場として児童クラブの需要が増加したことから、令和2年度には富丘児童クラブを整備しました。
- ・児童生徒が1人1台の端末を使えるようになったことで、ICT活用機会が大きく増加しました。オンラインで市外の学校等との交流学习ができたり、自宅での学習に活用できたりしています。一方で、情報リテラシーの低さ等に起因するトラブルも発生しており、情報モラル教育の充実が求められています。
- ・【統計データ】令和6年度の放課後児童クラブ利用児童数は1,536人、定員充足率は93.1%となっています。
- ・【統計データ】令和5年度の不登校割合は、「小学生」が2.6%、「中学生」が7.1%で、平成29年度以降、いずれも上昇傾向にあります。また、令和5年度はいじめ認知件数は1,498件で、「小学校」が全体の8割を占めています。
- ・【子育て調査（就学前児）】小学校低学年の間に希望する放課後の過ごし方は「放課後児童クラブ・放課後等デイサービス」が半数を超えて最も多く、小学校高学年の間に希望する放課後の過ごし方は「保護者や祖父母などの同居家族（大人）と過ごす」が4割を超えて最も多くなっています。
- ・【子育て調査（小学生）】放課後児童クラブに期待することは、「安全・安心な居場所であること」が約6割で最も多く、「安心して預けられるスタッフの見守りがあること」、「経済的負担が少ないこと」が続いています。また、こどもが放課後を過ごすために必要だと思うものは、「大人の見守りによる安全・安心な居場所（児童館・放課後児童クラブなど）」が半数を超えて最も多く、「宿題の支援」、「自由遊び」が続いています。
- ・【居場所調査（関係者）】自主的な学習を必要としているのに親が多忙でみてあげられない、携わっている放課後児童クラブの利用児童などが登校拒否になっているということを知ったことが、事業を始めるきっかけでした。
- ・【居場所調査（関係者）】不登校児童の増加に伴い、居場所を求める声が多くなっています。富士宮市には不登校児童が500名弱いると言われてはいますが、受入施設が少ないと思います。
- ・【居場所調査（関係者）】参加しているこどもは、不安や孤独感が軽減したり、自分に自信を持てるようになったり、コミュニケーション能力や協調性が向上したりしています。
- ・【ワークショップ】色々な先生の授業を受けたいという声が聞かれました。人員不足で教職員の負担が増していることから、待遇の改善や学校の評判向上などを行い、その学校で働きたいと思う教職員の人数を増やすことが提案されました。
- ・【ワークショップ】授業として興味のある職業に関することを学びたいという希望がありました。実際に職場で体験してみたり、働いている人の話を聞いたりすることなどが提案されました。

具体的な事業・取組

小学校低学年のこどもの放課後の過ごし方として、最も希望が多かった放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の開設や施設整備などを通じて、すべてのこどもが安全・安心に過ごせる居場所づくりに努めていきます。

学童期・思春期は、自己肯定感や道徳性、社会性を育み、自らのアイデンティティを形成していく重要な時期であることから、こども一人ひとりの個性を尊重し、その可能性を伸ばすための質の高い学校教育とともに、地域とともにある学校づくりを推進します。

さらに、富士山学習研究や親子富士登山講習会などを通じて、学童期・思春期における心身の発達を支援するとともに、郷土への誇りや愛情を育む取組等を推進します。

また、健全な心身を培い豊かな人生を育むためには、こどもの頃からの食育が重要です。暮らしの様々な場面の中における、食に関する情報提供や学習機会の充実を図ります。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の放課後の適切な遊び・生活の場を確保するため、放課後児童クラブを開設します。	こども未来課
小規模校放課後活動 送迎支援事業	既存の宮タク制度を活用し、放課後児童クラブがない小学校区の児童を近接する校区にある放課後児童クラブに送迎します。	こども未来課
子ども会活動の充実	年齢に応じた社会性を身に付けるため、子ども会活動と組織の充実を図ります。	こども未来課
小児慢性特定疾病医療費助成	小児慢性特定疾病児童等に対し、車いす等の日常生活用具を給付（用具ごとに限度額あり）することで、在宅で療養する上での便宜を図ります。	こども未来課
こどもの居場所づくり （再掲）	こどもの心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、こどもが安心できる居場所づくりに取り組みます。	こども未来課
こども家庭センター （児童福祉機能） （再掲）	こどもの保健・福祉に関する包括的な支援を行います。 ①児童等の実情を把握します。 ②こどもの福祉に関する相談に応じ必要な情報提供等を行います。 ③プランを策定し課題や支援ニーズに対応します。 ④関係機関との連携調整を行います。	こども未来課
家庭児童相談（再掲）	子育てやこどものしつけ、性格や行動、学校生活や不登校、いじめなどの悩みや家庭的な環境、家族関係などの相談に家庭相談員が対応します。	こども未来課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
こども・若者支援推進本部 (再掲)	こども・若者に関係の深い部署で構成し、幼児期・児童期・青年期といったライフステージ間のつなぎの部分の連携を特に意識した上で、気になる子(発達障害等)、不登校、医療的ケア児、ヤングケアラー、ひきこもり等について、各相談支援機関の個別課題を整理及び検討することにより、保健福祉及び教育部門の連携体制の構築並びにこども・若者・保護者への支援体制の強化を図ります。	こども未来課
少子化対策推進本部 (再掲)	少子化対策に特に関係の深い部署で構成し、国・県等の少子化対策に関連する情報を収集し、市民に周知するとともに、国・県等の施策では対応しきれない部分については、本市の実情に応じた実効性のある独自の施策を企画・立案します。	企画戦略課
園・小・中学校の連携・協力 (再掲)	園・小・中学校の円滑な接続を図るため、相互の連携・協力を一層進めます。 園・小・中学校の連続性に配慮したスタートカリキュラムを教育課程に反映させ、学びや生活の基盤づくりと相互交流の充実を図ります。	学校教育課 保育支援課
不登校・いじめ対策の充実	「富士宮市不登校・いじめ問題対策委員会」と、学校の不登校・いじめ対策組織(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含む)が連携して、不登校・いじめ問題の早期発見、早期解決に努めます。	学校教育課
学校ICT環境整備の充実	無線LAN環境管理やタブレット・パソコンの更新整備など、インターネット接続に必要なネットワーク設備や通信環境の整備を行います。	学校教育課
富士山学習発表会の実施	探究的な見方・考え方を働かせるとともに、富士山や富士宮市に住む人々との関わりを通し、問いを見出し、よりよく課題を解決したり、自己の生き方を考えたりすることで、郷土への誇りや愛情を持つこどもを育てます。	学校教育課
有徳の人づくり推進(再掲)	豊かな心を育むため、富士宮市が作成した道徳資料「富士山をこころに」を授業で使ったり、家庭で家族と読んだりするなど、積極的な活用を図ります。	学校教育課
学校食育推進(宮っ子オリジナル朝食コンクール)	望ましい食習慣への関心を高めるため、食育ポスターコンクールを実施します。また、各学校の食育推進計画に沿って、栄養教諭との食育の授業を実施します。	学校教育課
小中学生のための「外国語ハンドブック」活用	富士宮市に点在する世界文化遺産の構成資産に関する会話表現を記載した外国語ハンドブックを作成し、毎年小学3年生に配布します。外国語ハンドブックを小学3年生から中学3年生まで活用し、外国語での会話能力の向上を図ります。	学校教育課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
こども主体の授業づくりの推進（市内全体研修会）	教職員が望ましい授業のイメージを確かなものとするため、各教科・領域において年2回の提案授業を通じた研修機会を提案します。	学校教育課
小中学校教職員海外研修	国際社会で活躍するために必要な国際感覚や英語力をこどもに指導するため、英語圏の国へ教職員を研修派遣し、英語指導力やコミュニケーション能力の向上を図ります。	学校教育課
小規模校連携事業の推進	市内小規模小中学校が連携して授業や行事等を実施するための送迎費用を支援し、児童生徒のコミュニケーション力と豊かな人間関係力の向上に努めます。	学校教育課
特別支援教育	こども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、誰一人取り残されない教育を目指します。また、インクルーシブ教育システムを推進します。	学校教育課
市教育研究指定校	こどもに生きる力を育み、今日的な教育課題の解決を図り、こどものウェルビーイング、学校のウェルビーイングの実現を図るための研究指定校を指定し、学校の教育力の向上を目指します。	学校教育課
魅力ある学校づくり委託事業	こどもが自律した学習者として、わからない問題にも主体的に挑戦し、協働しながら課題解決に取り組むことのできる資質・能力を育む研究を学校に委託し、その成果を市内の学校で共有化を図ります。	学校教育課
富士宮市教職員研究指針によるキャリアステージに応じた研修機会の推進	国・県の指定研修に加え、市教委独自の授業マエストロ継承講座、ミドルリーダー研修講座を実施します。	学校教育課
自立支援医療（育成医療）（再掲）	身体障がいのある児童の障がいが、手術等により確実に除去・軽減が期待できる場合、当該保険医療費の一部を支給します。	障がい療育支援課
市内全体研修会（生徒指導）	いじめ・不登校対策や重層支持的支援について研修を深め、こどものウェルビーイングを実現する生徒指導を目指します。	学校教育課
校長会・教頭会	市校長会・教頭会において、今日的な教育課題について協議しながら、こどもの豊かな成長を目指します。	学校教育課
コンプライアンス研修	市校長会と協働し、計画的なコンプライアンス研修を実施し、こどもの安全・安心を実現します。	学校教育課
青少年相談センター（再掲）	悩みや不安を解消するために、青少年やその保護者等を対象に電話や面接による相談や、不登校のこどもの自立を支援します。	社会教育課
子どもの読書活動の推進（再掲）	豊かな心を育む環境づくりとして「読書と読み聞かせ推進事業」を「富士宮市子ども読書活動推進計画」に基づいて推進します。	社会教育課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
富士宮市親子富士登山講習会（再掲）	親子で富士登山に挑戦してもらうため、市内小中学生とその保護者を対象に、講師を招いて富士登山に関する講習会を開催します。	社会教育課
中学生ボランティア講座	様々な活動を通して、自発的に行動することや、社会や人々のために活動することの大切さ、活動をやり遂げる達成感を学ぶことを目的とした講座を実施します。	社会教育課
歯と口の健康教室（再掲）	保育園・幼稚園、小・中学校からの依頼に基づき歯みがき技術の向上等、歯と口の健康習慣を身に付けることを目的に実施します。	健康増進課
美しい花いっぱいのもちづくり事業	美しい花いっぱいのもちづくり事業により彩ある空間づくりを推進し、こどもが花に接する機会を増やし、地域や学校などにおける花壇づくりを支援します。	花と緑と水の課
地食健身食育推進事業	地域の特産品への理解を深めるため、中学生を対象としたにじます等の特産品の学習や調理実習を行います。また、令和4年度より小学生を対象として学校給食牛乳の講座を実施しています。	食のまち推進室
世界にはばたくこどもたち育成事業	市内在住の中学生が海外でのホームステイ体験や現地学校等における語学研修等を通し、豊かな国際感覚の育成、英語によるコミュニケーション能力等の向上を目指します。	市民交流課
韓国栄州市中学生交流事業	友好交流関係都市の韓国栄州市への中学生の派遣と栄州市中学生の受け入れを毎年交互に行うことで、多文化を理解し、国際感覚豊かな青少年の育成を目指します。	市民交流課
富士宮のお茶 富士山「う宮茶」グランプリ	日本茶の文化と市域内で生産される富士宮のお茶に関することについて、広く家庭生活への普及を図ります。	農業政策課
酪農体験教室	畜産業に対する理解を深めるため、市内在住の親子(小学生)を対象として酪農体験教室を実施し、エサやりや乳搾り、牛の世話等を通じて酪農の仕事を学んでもらいます。	農業政策課
育て鱒ター（にじます祭）	市の魚であるにじますについて生態を知ってもらうため、希望者に魚卵を配布し、孵化させた稚魚をにじます祭で放流します。	農業政策課

数値目標

目標	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
就学支援シート、スタートカリキュラム、個別の教育支援計画、個別の指導計画等が作成できている割合（再掲）	%	未作成	100
要経過観察歯肉炎を持つ児童の割合 (小学5年生：学校歯科保健調査)	%	7.5	7以下
一人平均むし歯本数 (中学1年生：学校歯科保健調査)	本	0.5	0.5以下
歯肉炎を持つ生徒の割合 (中学3年生：学校歯科保健調査)	%	13.3	10

(3) 青年期

現状と課題

- ・学童期・思春期に続いて心身の成長が続きますが、徐々にそれも落ち着き、大人となる時期です。こどもとして守られていた立場からこどもを守る立場へとなり、意識の変化もみられます。社会人として働くことで様々な経験を重ねるとともに、結婚や妊娠・出産といったライフイベントを迎える人もいます。
- ・平成28年には18歳以上の人に選挙権が与えられるようになり、令和4年には成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。一方で、飲酒・喫煙や公営競技の投票券の購入などは、20歳以上にのみ認められています。また、結婚可能年齢は、男女ともに18歳に統一されました。
- ・【統計データ】令和5年の出生率（人口千人対）を母親の年齢区分別にみると、20代後半から30代前半にかけて60～70台と高くなっています。
- ・【若者調査】（高校生のみ回答）学校に行くのは楽しいと『思う』（そう思う＋どちらかという＋そう思う）と回答した人は、80.0%となっています。また、回答者が希望する最終学歴は、「大学・大学院」が半数を超えて最も多く、「専門学校」、「わからない」が続いています。
- ・【若者調査】将来希望する夢や進路が「あるし、叶えたい」と回答した人は、54.0%となっています。また、自分の将来について明るい『希望がある』（希望がある＋どちらかといえば希望がある）と回答した人は、61.8%となっています。
- ・【居場所調査（関係者）】経済的困難や社会的孤立に悩むこども・若者が増えています。地域のつながりの希薄化や若者の地域離れも課題だと思えます。
- ・【居場所調査（関係者）】こども・若者の意見を聞き、こども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所をつくっていくことが大事です。

具体的な事業・取組

様々なライフイベントが重なり、かつ選挙権も付与されるようになり、社会的な役割や責任に対する不安などが生じやすい青年期において、若者が自己の可能性を伸展させられるよう、こども・若者の悩み、心配ごとや困りごとの相談に対応する事業を実施します。

また、若者調査の中で回答の最も多かった「大学・大学院」への進学にあたり、経済的な不安の解消のために、奨学金や福祉資金制度の周知に努めます。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
青少年相談センター（再掲）	悩みや不安を解消するために、青少年やその保護者等を対象に電話や面接による相談や、不登校のこどもの自立を支援します。	社会教育課
母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、ひとり親家庭のこどもが高校・大学等へ進学などをする際に、県の資金貸付制度を周知します。	こども未来課
育英奨学金（再掲）	山下サダ育英奨学金条例に基づき、高等学校等に入学又は在学する者で、学費の支弁が困難かつ品行方正、成績優良な者に奨学金を支給します。	学校教育課
未来を担う高校生人材育成事業	市内在住の高校生が産業分野の発展が著しい海外都市の現地視察やフィールドワーク等を通して国際社会における客観的視点を養い、国際感覚の向上を目指します。	市民交流課
高校生食育セミナー（再掲）	高校生を対象に、食の自立や将来の生活習慣病予防に役立てることを目的に、講話や調理実習等を実施します。	健康増進課
高校生向けゲートキーパー養成講座（再掲）	高校生を対象に、こころの健康問題に対する意識を高め、悩みを抱える人に対して早期に「気づき」「対応」できるようゲートキーパーを養成します。	健康増進課
結婚新生活支援	要件に該当する新婚世帯の新生活に係る住居費や引越費用を助成します。	企画戦略課
若者チャレンジ支援施設（エキマエ Challenge House CHILL IN チリン）	若者が集い、地域でチャレンジする機会を創出する支援施設（エキマエ Challenge House CHILL IN チリン）を運営します。	企画戦略課
自転車盗難防止活動	市内の高等学校5校の高校生とともに、自転車盗難を減少させるための施策（B・B・5作戦）を実施します。（B・B・5＝バイシクル・防犯・5高校）	市民生活課
こども・若者支援推進本部（再掲）	こども・若者に関係の深い部署で構成し、幼児期・児童期・青年期といったライフステージ間のつなぎの部分の連携を特に意識した上で、気になる子（発達障害等）、不登校、医療的ケア児、ヤングケアラー、ひきこもり等について、各相談支援機関の個別課題を整理及び検討することにより、保健福祉及び教育部門の連携体制の構築並びにこども・若者・保護者への支援体制の強化を図ります。	こども未来課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
少子化対策推進本部 (再掲)	少子化対策に特に関係の深い部署で構成し、国・県等の少子化対策に関連する情報を収集し、市民に周知するとともに、国・県等の施策では対応しきれない部分については、本市の実情に応じた実効性のある独自の施策を企画・立案します。	企画戦略課
出会い・交流応援事業	結婚を希望するが出会いがないという若い世代に対し、富士宮市の強みである自然や食を活かした出会いの創出を図るとともに、定住人口の増加及び地域の活性化を図ります。	女性が輝く まちづくり推進室
富士宮高校会議所への支援	高校生視点での地域振興を支援し、地域活性化を図ります。	商工振興課
高校生議会	市内の高等学校と高等専修学校から選出された高校生議員が、市に対して普段感じていることや疑問に思うことを市当局へ質問し、議論を交わします。	広報課
生活困窮者自立支援事業	これまでの生活背景や家庭環境から、社会に出ることに不安がある、他者とコミュニケーションが取れない等の課題を抱えている若者等に対し、生活困窮者自立支援事業を実施します。個に応じた支援プランを作成し、就労の基礎となる知識、体力をつけるための訓練を含む就労準備支援事業、就労等により得た収入を自身で適切に管理ができる力をつける家計改善支援等のメニューを提供します。	福祉総合相談課
ひきこもり支援推進事業	ひきこもり支援を推進するための体制を構築し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進します。	福祉総合相談課
せんきょ出前講座 (再掲)	小・中・高等学校等に赴き、講義や模擬投票、選挙機器の実演を行う「せんきょ出前講座」を実施し、若年層の政治や選挙への理解を深め、有権者意識の高揚を図ります。	選挙管理委員会 事務局

数値目標

目標	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
「将来希望する夢や進路があり、叶えたい」と思う、こども・若者の割合	%	54	65
「あなたは、将来、何人のこどもがほしいですか。」と尋ねた時に、「将来、こどもをもつことを想定していない」「わからない」と回答する、こども・若者の割合	%	31	25以下
せんきょ出前講座の実施 (再掲)	回	6	8

3 子育て当事者への支援に関する施策

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

現状と課題

- ・こどもを育てるためには、多額の費用がかかります。そのため、経済的な問題を理由にこどもを持たない人や2人目以降を諦める人等もいます。少子化を少しでも改善するためには、こどもを持つことが過度な経済的負担とならないよう、子育て家庭への経済的な支援は欠かせません。
- ・令和6年10月分より児童手当が拡充され、支給期間の延長や第3子以降の支給額の増額、所得制限の撤廃等が行われました。また、こども医療費も令和6年10月より原則無償となっています。
- ・【子育て調査（就学前児）】理想とするこどもの人数を出産するために最も必要だと思うことは、「子どもを養育できるだけの十分な収入」が3割を超えて最も多く、「子どもを養育するための経済的な支援制度」、「仕事と子育てを両立できる環境の充実」が続いています。
- ・【子育て調査（就学前児）】子育て支援でもっと力をいれてほしいものは、「子育てのための経済的支援の充実」が約6割で最も多くなっています。
- ・【若者調査】子育てを考える上で富士宮市でより充実させた方がよいと思うことは、「子育て世帯への経済的な支援」が半数を超えて最も多く、「保育園、幼稚園、認定こども園など」、「安全に遊べる公園」が続いています。
- ・【若者調査】自由記述では、「保育園以上の給食費無償化を進めてほしい」との意見がありました。

具体的な事業・取組

子育て世帯への経済的支援により力を入れてほしいという子育て・若者調査の結果を踏まえ、次代の社会を担うこどもの健やかな育ちと出産・育児を社会全体で応援するため、出産・子育て応援給付金をはじめ、各種手当や一時金等の支給を行うほか、こども医療費については、令和6年10月から原則無償化し、子育てや教育に関する経済的負担の軽減に努めていきます。

今後も、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、児童手当の支給や、こども医療費助成、幼児教育・保育の無償化などの各種支援策を実施します。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
児童手当（再掲）	子育て家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、児童手当を支給します。	こども未来課
こども医療費助成（再掲）	子育て家庭の経済的な負担を軽減し、生活の安定とこどもの健やかな成長に寄与するため、こども医療費を助成します。	こども未来課
出産・子育て応援給付金	安心して出産・子育てができるよう、妊娠時及び出産時に出産応援給付金を支給します。	健康増進課
幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料を無償化します。（0歳から2歳児のこどもの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化します。）	保育支援課
多子世帯保育料・利用者負担額の軽減	同一世帯で2人以上のこどもが施設型給付費を受ける施設等に入所する場合に、階層に応じて保育料・利用者負担額を減額します。	保育支援課
こどもの学習・生活支援事業（再掲）	生活困窮世帯のこどもに居場所を提供するとともに、学習支援を行い、高校進学等の将来における選択肢の幅を広げます。令和6年度から、新たに小学生教室を開催しています。	福祉総合相談課
育英奨学金（再掲）	山下サダ育英奨学金条例に基づき、高等学校等に入学又は在学する者で、学費の支弁が困難かつ品行方正、成績優良な者に奨学金を支給します。	学校教育課

数値目標

目標	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
幼児教育・保育の無償化 対象への助成の実施、制度周知	%	100	100
多子世帯保育料・利用者負担額の軽減 対象者世帯への負担軽減の実施	%	100	100

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

現状と課題

- ・ こどもの主な生活の場は、家庭です。家庭において保護者が行う教育が、こどもにとって初めての学びであり、その後の人格形成にも影響を与えます。家庭では、主に基本的な生活習慣や豊かな感性、他者への思いやり、社会のマナーなどを学びます。
- ・ こどもは家庭を中心とした地域で、新しいことにチャレンジしたり、友人との時間を楽しんだりして、多くの経験を重ねながら成長していきます。そのため、地域のあらゆる主体が自らも地域の子育てに深く関わっていることを意識し、日頃からこどもや子育て家庭を見守り、必要に応じた支援をしていくことが重要です。
- ・ ふじのみや妊娠・子育て応援ナビの登録率は100%に達していませんが、予防接種スケジュール等の子育てに役立つ情報発信のツールであるため、より多くの方に登録してもらえるような工夫が必要です。ナビ登録者にはナビをとおして妊娠7か月目のアンケート調査を実施、未登録者には郵送でアンケート調査票を送付、未回答の方には家庭訪問を行い、妊娠中からの切れ目のない支援として、体調・不安の確認、情報提供を行い、全ての妊婦が安心して出産を迎えるための支援を行っています。
- ・ 子育て中の父母が参加する講座を託児付きで開催していますが、託児ボランティアの確保が課題となっています。
- ・ 令和2年度～令和6年度にかけて、様々な家族構成の子育て世代に対応できるよう、2DK、3DK、4DK等の市営住宅を112戸供給しました。
- ・ 【子育て調査】子育てをする上で気軽に相談できる人・場所の有無は、就学前児・小学生ともに、「いる／ある」が9割を超えて多くなっています。また、その相談先は、就学前児で「祖父母等の親族」が8割を超えて最も多く、小学生で「友人・知人」が8割で最も多くなっています。
- ・ 【子育て調査（就学前児）】地域子育て支援センターを「利用している」と回答した人は、約2割となっています。
- ・ 【子育て調査（小学生）】子育てをする上であればよいと思う周囲からのサポートは、「親の不安や悩みの相談」が約4割で最も多くなっています。
- ・ 【子育て調査】子育てに関する情報の入手方法は、就学前児で「インターネット」が7割を超えて最も多く、小学生で「近所の人・知人・友人」が約7割で最も多くなっています。また、子育てに関して知りたい情報は、就学前児で「公園や遊び場」、「子連れで行けるお店」が6割を超えて最も多く、小学生で「親子で行けるイベント等」が半数を超えて最も多くなっています。
- ・ 【子育て調査】子育てをするにあたって、地域に求めることは、就学前児・小学生ともに、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が半数を超えて最も多くなっています。

具体的な事業・取組

子育て調査では、子育て上必要な周囲のサポートとして、「親の不安や悩みの相談」を求める意見が多く挙がりました。本市では、各種母子保健事業において相談の場を設け、子育てサロン、地域子育て支援センター、幼児家庭教育学級等の事業を通じて、親の子育て知識の習得や仲間づくりを支援するほか、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等、地域で子育てを支援する事業を引き続き実施していきます。

今後も、ニーズに応じた様々な子育て支援や家庭教育支援を推進するとともに、関係機関との連携を図りながら、安心して子育てができる地域づくりや情報発信の充実に努めます。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター) (再掲)	乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行います。	こども未来課
ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、多様なニーズへの対応を図るため、受託会員の確保に努めます。	こども未来課
子育て支援拠点創設 (子育てサロン)	(福)社会福祉協議会を支援し、地域が独自の子育て支援事業を展開するための環境を整備します。	こども未来課
こども家庭センター	妊産婦・子育て世帯を対象として、主に児童福祉を担当するこども未来課と、主に母子保健を担当する健康増進課で一体的に相談・支援を行います。	健康増進課 こども未来課
一時預かり(再掲)	保護者が急な用事等で一時的に保育ができない場合、その児童を認可保育施設で一時的に保育します。	保育支援課
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) (再掲)	全てのこどもに家庭とは異なる環境や家族以外と関わる機会を提供し、成長を促すとともに、保護者の育児負担や孤立感・不安感の軽減につながるため、月一定時間、就労要件を問わずに保育施設を利用できます。	保育支援課
子育て支援ガイド	子育て情報をまとめた冊子を作成し、母子手帳交付時に配布するとともに、市内各所に設置します。	こども未来課
子育て優待カード	地域で子育てを応援するため、サービスを提供する店舗・事業所を増やします。	こども未来課
ふじのみや 妊娠・子育て応援ナビ (再掲)	子育て情報の提供や応援メッセージの配信、予防接種スケジュールの自動作成等、モバイルシステムを活用することで、安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・育児期まで切れ目ない支援環境をつくります。	健康増進課
家庭訪問(再掲)	支援が必要な妊産婦・新生児・未熟児・乳幼児に対し家庭訪問を行います。	健康増進課
養育支援訪問(再掲)	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、養育環境の維持・改善、家庭の養育力の向上を図ります。	健康増進課

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
親子関係形成支援事業 (スマイルママベビー) (再掲)	親子を対象に、子育て仲間をつくり、育児知識を伝え、母親が精神的に安定して赤ちゃんと向き合える環境をつくることを目的に参加者中心型の親子支援プログラムを実施します。	健康増進課
幼児・幼稚園・小中学校家庭教育学級	学級生が学びたいことを自分たちで案を出し合って決めます。同じ年代のこどもを持つ親同士が、子育ての相談や生活に役立つことを一緒に学ぶとともに、ネットワークを構築します。	社会教育課
家庭教育学級リーダーの育成	家庭教育学級リーダー育成のため、講座を開催します。	社会教育課
子育てメールマガジンによる情報提供	子育て情報を周知するため、登録会員のパソコンや携帯電話に情報を定期的に発信します。	社会教育課
子育て家族のリフレッシュ講座	就学前のこどもの保護者を対象に託児付きの講座を開催し、保護者の心身の健康増進、男性の育児や家事への参画意識の醸成、家庭内の男女共同参画の促進を図ります。	女性が輝くまちづくり推進室
広報紙等による情報発信	関係する部署と連携し、子育て家庭にとって重要な制度や事業などの情報を広報ふじのみや、市公式ウェブサイトや市公式 SNS で発信します。	広報課
市営住宅の供給	市営住宅の整備にあたり、子育て世代が快適に生活できる住宅の供給に努めます。	建築住宅課

数値目標

目標	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
一時預かり事業の実施箇所数	箇所	32	34
乳児等通園支援事業 制度の創設及び事業の実施	-	制度の情報収集等	事業の実施
地域子育てサロン利用者数	人	4,811	5,000
地域子育て支援センター利用者数(再掲)	人	29,275	29,359
ふじのみや妊娠子育て応援ナビ事業 累計登録者の増加	人	1,964	3,000

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの参画促進・拡大

現状と課題

- ・厚生労働省の令和5年度育児休業取得率の調査結果によると、令和3年10月1日から令和4年9月30日の間に出産した女性、又は配偶者が出産した男性のうち、令和5年10月1日までに育児休業を開始した人は、女性で84.1%、男性で30.1%となっています。女性に比べて男性は少なくなっていますが、平成17年までは1%を下回っていたこと、令和元年までは1割を下回っていたことを鑑みると、男性の育児休業取得率が劇的に改善傾向にあることがわかります。
- ・こどもは減少傾向にあるものの、保育の需要、特に0～2歳児保育の需要が高まっていることから、保育士の確保が急務です。
- ・母親の再就職等に向けた講座を託児付きで開催していますが、託児ボランティアの確保が課題となっています。
- ・企業や斡旋先と求職者のミスマッチから退職してしまうケースがみられることから、確実に就労につなげるために双方の希望等を上手く調整し、ミスマッチを減らす必要があります。
- ・【統計データ】令和2年の就業率を性別にみると、「男性」が64.9%、「女性」が49.7%となっています。また、令和2年の女性の就業率を年齢区分別にみると、20代前半から50代後半にかけて6～7割を超えて高くなっています。
- ・【統計データ】令和2年の6歳未満がいる共働き世帯割合は58.1%、18歳未満がいる共働き世帯割合は69.5%となっています。平成12年以降、いずれも上昇傾向にあるものの、特に6歳未満がいる共働き世帯割合の上昇幅が大きく、平成12年からの20年間で20.9ポイント上昇しています。
- ・【子育て調査】子育てをする上で、あればよいと思う周囲からのサポートとして、「子育て中の親同士の仲間作り」「父親の育児参加に関する意識啓発」、理想とする子どもの人数を出産するために必要だと思うこととして、「仕事と子育てを両立できる環境の充実」が挙げられています。こどもを育てるパートナーが互いに協力し、自分たちの仕事・家事・育児のスタイルを見つけられるよう、お互いが話し合い、地域や企業、行政、その他の支援者がそれぞれの立場で「共働き・共育て」を考える必要があります。
- ・【子育て調査】父親の就労状況は、就学前児・小学生ともに、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が9割を超えて最も多くなっています。一方で、母親の就労状況を「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と回答した人は、就学前児で約3割、小学生で約4割となっています。
- ・【子育て調査（就学前児）】育児休業の取得状況は、母親で「取得した（取得中である）」が約6割で最も多く、父親で「取得していない」が約8割で最も多くなっています。また、育児休業を取得していない理由は、母親で「子育てや家事に専念するため退職した」が約4割で最も多く、父親で「仕事が忙しかった」が4割を超えて最も多くなっています。
- ・【子育て調査（就学前児）】育児休業からの職場復帰時の短時間勤務制度の利用状況は、母親で「利用した」が4割を超えて最も多く、父親で「利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった）」が半数を超えて最も多くなっています。また、短時間勤務制度を利用しなかった理由は、母親で「短時間勤務にすると給与が減額される」が半数で最も多く、父親で「仕事が忙しかった」が半数を超えて最も多くなっています。

具体的な事業・取組

本市では、父親の育休を取得していない割合がアンケートの8割を占めているという結果を踏まえ、男女がともにいきいきと活躍できる環境づくりや、ワーク・ライフ・バランスの推進を踏まえた仕事・家庭・地域活動の充実等に向けた事業を実施します。

また、男性の家事・子育てへの参画の意識改革につながる事業を実施するなど、夫婦が相互に協力しながら子育てを行うことを応援するとともに、企業に対して仕事と子育てを両立できる労働環境づくりを促す取組や、女性の再就職や起業に向けた学習の支援などを実施します。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
民間保育所施設整備	緊急性・必要性を整理し、計画的に改築・改修などを行います。	保育支援課
幼稚園教諭・保育士の確保に向けた取組の推進	国や県の制度を活用しながら、処遇をはじめとする労働環境等の向上を図るための支援を行うとともに、官民の協働による人材確保に向けた検討を行うなど、幼稚園教諭・保育士の確保に向けた取組を推進します。	保育支援課
労働環境の改善	仕事と子育ての両立や男性の育児参加を促進するため、労働者福祉協議会・連合静岡と懇談会を実施し、労働環境の改善に努めます。	商工振興課
労働者福祉制度の普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現のため、関係機関と協力し、長時間労働の抑制や、育児休業制度などの各種制度の普及啓発に努めます。	商工振興課 女性が輝く まちづくり推進室
女性の再就職や起業に向けた学習の支援	託児付きのパソコン講座、起業に関する相談やセミナーを開催し、女性の地域活動への参加や就職、再就職、起業を支援します。	商工振興課 女性が輝く まちづくり推進室
地域産業の育成強化 (企業誘致)	雇用機会を増やすことと生活基盤の安定を図るため、地域産業の振興と企業の誘致を進めます。	商工振興課
内職相談・斡旋	内職相談員による内職の紹介・相談を行います。	商工振興課
公共職業安定所との連携強化	雇用の確保・安定のため、公共職業安定所との連携を強化します。	商工振興課
子育て家族のリフレッシュ講座(再掲)	就学前のこどもの保護者を対象に託児付きの講座を開催し、保護者の心身の健康増進、男性の育児や家事への参画意識の醸成、家庭内の男女共同参画の促進を図ります。	女性が輝く まちづくり推進室
父親の育児参画応援事業	父親と母親の「家事や育児に対する意識のズレ」を解消し、協力して育児を行い、子育てを楽しめるように支援します。また、父親同士の交流の場をつくったり、企業などに働きかけ、男性の育児参加を促すための制度の周知に努めます。	健康増進課

数値目標

目標	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
民間保育所施設整備 必要な施設に対する助成の実施	箇所	1 (増改築、2か年事業)	助成の実施
幼稚園教諭・保育士の確保に向けた取組の推進 保育士確保イベントへの参加・開催	回	2 (参加)	1 (開催) 3 (参加)

(4) ひとり親家庭への支援

現状と課題

- ・厚生労働省の令和3年度全国ひとり親世帯等調査（推計値）によると、ひとり親世帯は134.4万世帯あり、そのうちの約9割が母子世帯となっています。また、母子世帯の86.3%、父子世帯の88.1%が就業中であるものの、正規雇用は母子世帯で約半数、父子世帯で約7割と差がみられます。そのため、母子世帯の年間就労収入は父子世帯の半分未満に留まっており、父子世帯に比べて母子世帯は経済的に厳しいことがわかります。
- ・社会情勢の変化や生活様式の多様化に伴い、ひとり親からの相談が複雑化する傾向にあることから、多方面からの支援が必要となるケースも増えています。
- ・令和6年11月分より児童扶養手当が拡充され、第3子以降の支給額の増額や所得制限限度額の緩和が行われました。
- ・【統計データ】令和2年のひとり親世帯数は893世帯で、内訳は「母子世帯」が796世帯、「父子世帯」が97世帯となっています。ひとり親世帯数は平成27年まで増加傾向にあったものの、令和2年に減少に転じています。
- ・【統計データ】令和5年度の児童扶養手当対象者数は1,079人、受給者数は905人で平成29年度以降、児童扶養手当対象者数・受給者数ともに減少傾向にあります。

具体的な事業・取組

ひとり親家庭の経済的自立やこどもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当の支給や医療費助成、貸付制度の周知を行っているほか、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの利用料助成事業など、ひとり親家庭の経済的負担を軽減する取組を実施します。

今後も、社会情勢や生活様式の変化により、多様化・複雑化するひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、経済的支援のほか、生活支援、就労支援等に取り組みます。

事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
児童扶養手当（再掲）	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上を図るため、児童扶養手当を支給します。	こども未来課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の経済的な負担を軽減し、生活の安定と児童の健やかな成長を図るため、ひとり親家庭等の医療費を助成します。	こども未来課
ファミリー・サポート・センター利用料助成	ひとり親家庭等の就労等に対する支援及び育児負担の軽減を図るため、ファミリー・サポート・センターの利用料を助成します。	こども未来課
ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成	ひとり親家庭等の児童が放課後児童クラブに通所しやすい環境とするため、放課後児童クラブの利用料を助成します。	こども未来課
ひとり親家庭等自立支援給付金（再掲）	ひとり親家庭の父親又は母親が、専門的な資格を取得するために修業する場合や、知識技術を取得するための講座を受講する場合に、就職に役立つ技能や資格取得のために講座を受講する場合に給付金を支給します。	こども未来課
母子父子寡婦福祉資金（再掲）	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、ひとり親家庭のこどもが高校・大学等へ進学などをする際に、県の資金貸付制度を周知します。	こども未来課
ひとり親家庭支援相談	ひとり親家庭の父親又は母親の就業支援相談や貸付制度、生活や育児などの相談を行います。	こども未来課
要保護及び準要保護児童生徒援助（再掲）	経済的な理由で義務教育の就学が困難な児童生徒の保護者に、就学に係る費用を援助します。	学校教育課

数値目標

目標	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
ひとり親家庭等の放課後児童クラブ利用料助成助成件数	件	113	113
ファミリー・サポート・センター利用料助成助成回数	回	155	155